

八幡浜市こども計画

【案】

愛媛県 八幡浜市

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の概要	1
2	子ども・子育て支援をめぐる制度等の動向	5
第2章	本市の子ども・子育てを取り巻く環境	6
1	統計からみる現状	6
2	アンケート調査からみる現状	17
3	八幡浜市の子ども・子育て支援の課題及び方向性の整理	45
第3章	基本的な考え方	48
1	基本理念	48
2	基本視点	49
3	施策の体系	50
第4章	施策の展開	51
目標 1	こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援する（こどもの権利があたりまえのまち）	51
目標 2	子育てに対する不安を受け止め、安心してこどもを生み育てられる子育て環境を整備する	57
目標 3	こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する	63
目標 4	若者の社会参画を支援し、住み続けたい、子育てしたいと思えるまちづくりを推進する	70
目標 5	地域資源を最大限活用し、こども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する	73
第5章	子ども・子育て支援事業計画	76
1	教育・保育事業の提供区域	76
2	教育・保育の量の見込みと提供体制	76
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	78
第6章	資料編	88
1	計画推進体制	88
2	計画の達成状況の点検及び評価	88
3	八幡浜市子ども・子育て会議	89
4	計画の策定経過	92

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

国では、これまで少子化対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成24年に「子ども・子育て3法」を制定し、各地方公共団体はそれらに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業が展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

八幡浜市（以下「本市」という。）においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」と「次世代育成支援行動計画」「ひとり親家庭等自立支援計画」「母子保健計画」を一体化した「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後「第2期八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）では「子どもの貧困計画」を新たに計画の一部に位置づけながら、計画的に各事業の推進に取り組んできました。

しかしながら、全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、さらなる対策が求められています。

令和5年4月1日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「八幡浜市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情及びこども基本法等を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、令和6年度に計画期間が満了となる「第2期計画」を継承し、「第3期八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」及び「子ども・若者計画」を含んだ計画として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ・対象

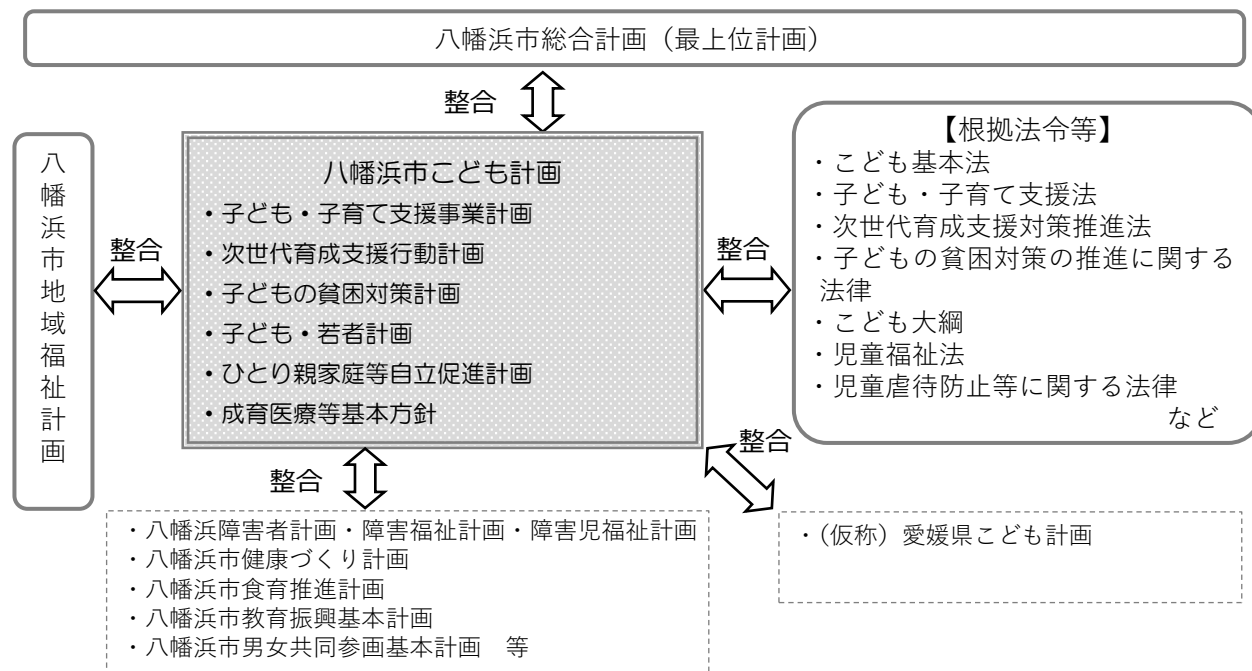
本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。

加えて、本市の最上位計画である「八幡浜市総合計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

■包含する計画と根拠法

- ① 市町村こども計画（こども基本法第 10 条第 2 項）
- ② 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第 61 条に規定)
- ③ 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定)
- ④ 市町村における子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定)
- ⑤ ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定）
- ⑥ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定)

■関連計画



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

■計画期間

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第 2 期八幡浜市子ども・子育て支援事業計画					八幡浜市こども計画（本計画）				
				見直し			中間 見直し		

(4) 計画の策定体制

① 子ども・子育て会議

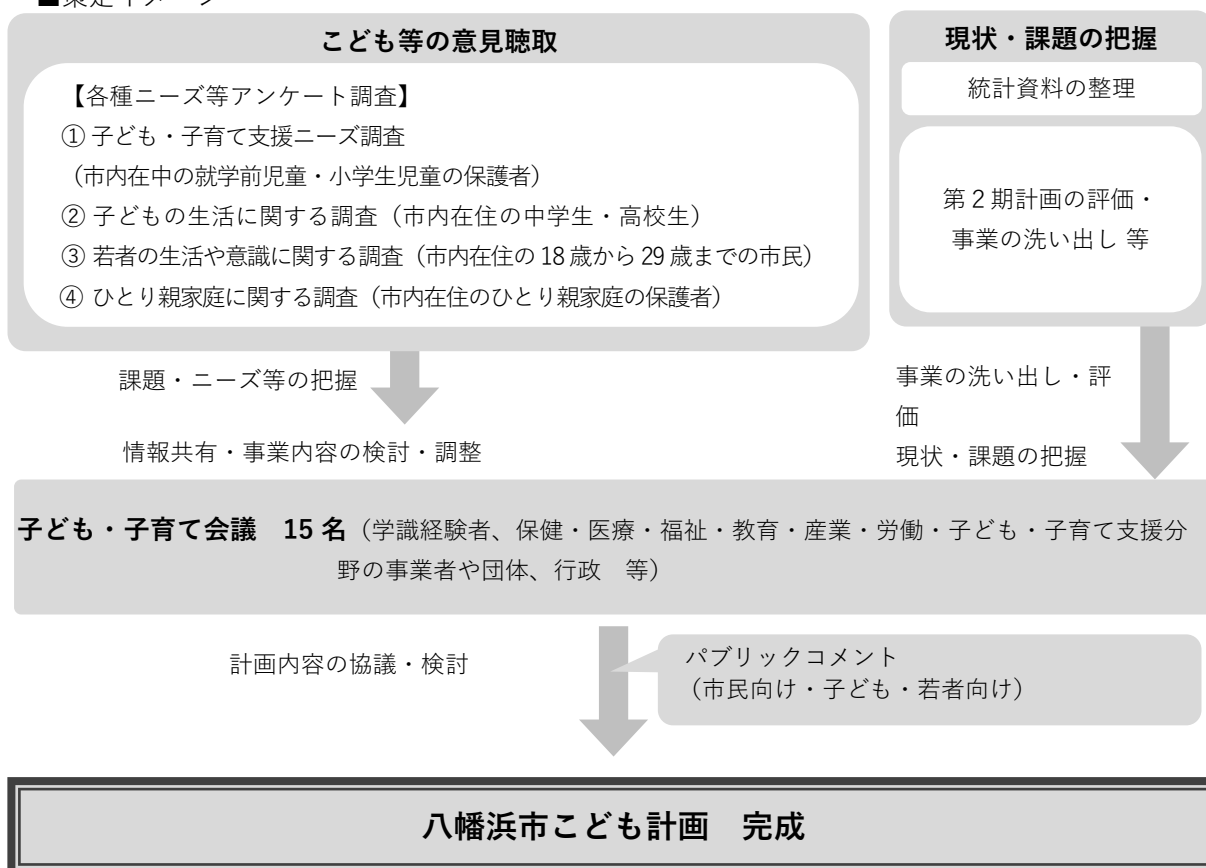
計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に定められている「合議制の機関」として「八幡浜市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について意見の聴取を行いました。

② こども等の意見聴取

こども基本法に基づき、こども計画策定にあたり、当該こども施策の対象となるこども又は、こどもを養育する者、その他関係者の意見を反映するために必要な措置として、次の 2 つの手法により意見の聴取を実施しました。

- 1 各種ニーズ等調査の実施（こども又はこどもを養育する者の意見を聴取する。）
- 2 こどもや若者に分かりやすい資料を用いたパブリックコメントを実施

■策定イメージ



(5) 計画の推進及び点検・評価

① 庁内連携による施策の推進

庁内の関係部署により構成する庁内検討会議を設置し、事務局が中心となり、連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。

② 県・関係機関との連携による施策推進

一人ひとりの状況に応じたより専門性の高い支援につなげることができるよう、県や関係機関との連携を強化し、必要に応じて協力・要請を行いながら施策の推進を図ります。

③ 地域との連携による施策推進

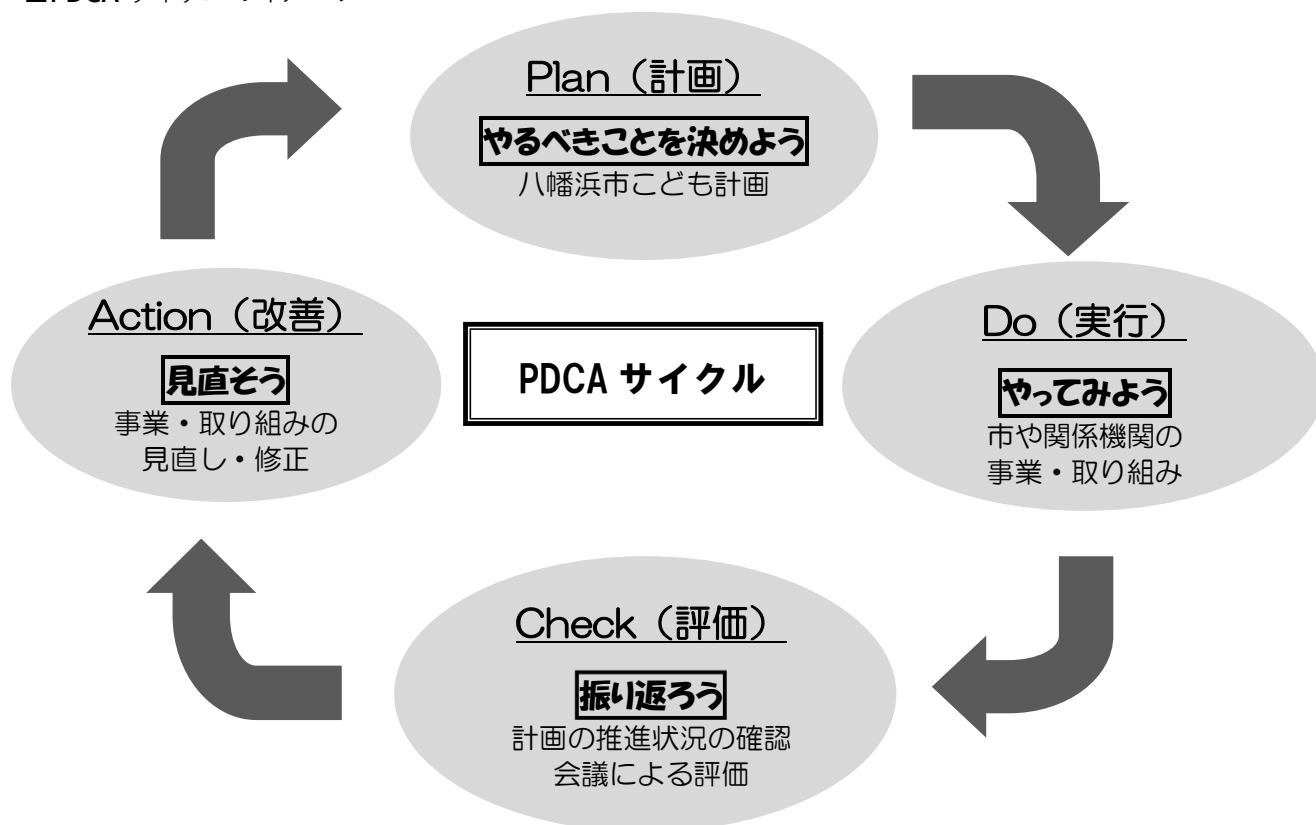
市民をはじめ、ボランティアや NPO 法人等の地域活動団体と本計画が目指す方向性を共有し、相互に連携・協力しながら、施策の推進を図ります。

④ PDCA サイクルによる評価と進行管理

計画の取組状況及び成果の達成状況を「八幡浜市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価、審議し、PDCA サイクル（計画—実施—評価—改善・検討）による施策・事業の推進を図ります。

なお、進捗状況の点検・評価の結果については、市ホームページ等を通じて公表します。

■PDCA サイクルのイメージ



2 子ども・子育て支援をめぐる制度等の動向

(1) 近年の関連法・制度等についての整理

	法律・制度など	内容
令和元年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化。
令和元年 11月	子供の貧困対策に関する大綱	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	子供・若者育成推進大綱（令和3年度）	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護やこどもの意見表明のあり方について示された。
令和3年 12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりのこどもの Well-being を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記。
令和4年 6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	こども基本法成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされる。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
令和5年 12月	こども大綱の閣議決定	常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定められた。
令和6年 6月	子ども・子育て支援法等の一部改正	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じること、「こども誰でも通園制度」の導入等が示された。

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 統計からみる現状

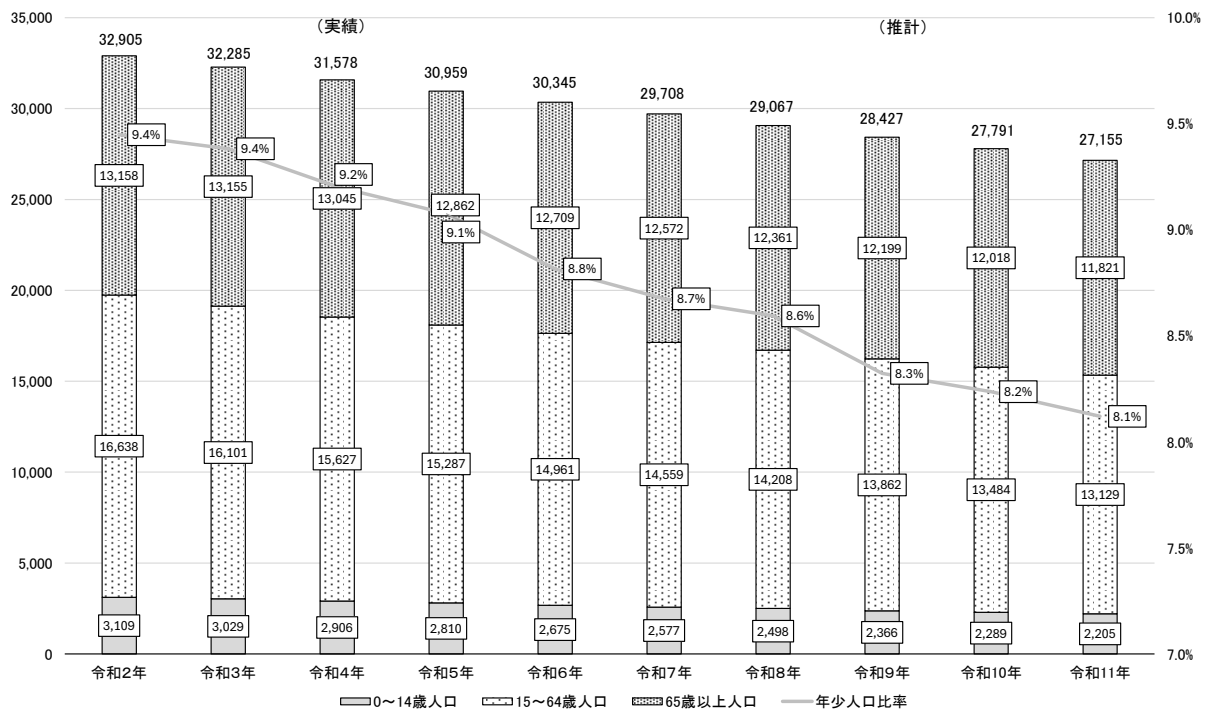
(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移・推計

本市の総人口は年々減少しており、今後も減少し、令和11年には27,155人の見込みとなっています。

また、年齢区分別にみると、(0～14歳)が令和2年時点で3,109人と総人口の1割であり、一方で(65歳以上)が13,158人と総人口の4割を占め、少子高齢化が進行しています。

■ 年齢区分別人口の推移・推計

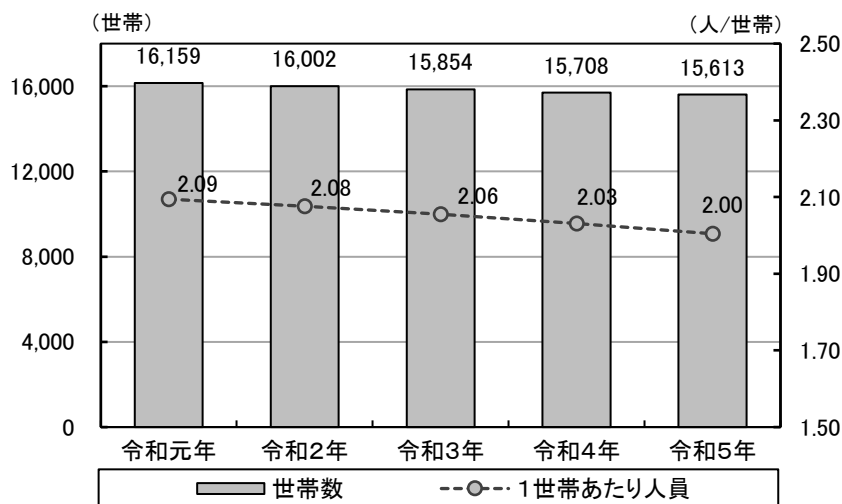


資料：実績は八幡浜市住民基本台帳人口（各年3月末日現在）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

② 世帯の推移

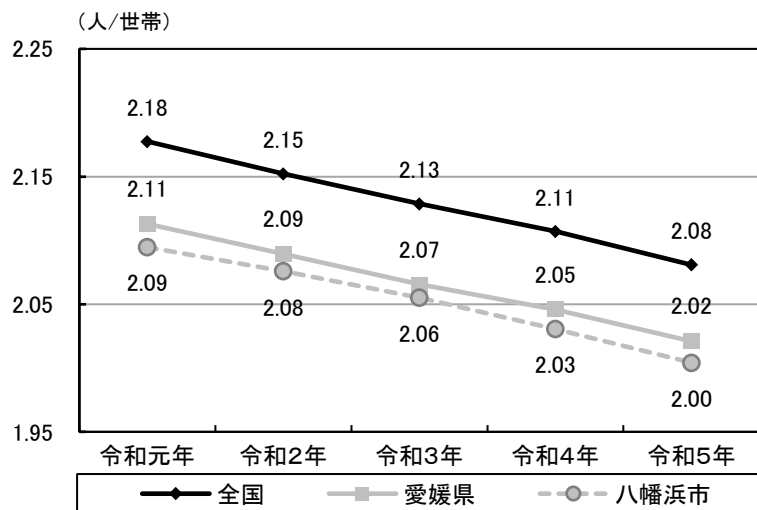
本市の世帯数は緩やかに減少しており、令和5年1月時点で15,613世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員についても減少しており、令和5年1月時点で2.00人となっており、国・県と比較すると低い数値で推移しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

■世帯あたりの人数の推移（国・県との比較）



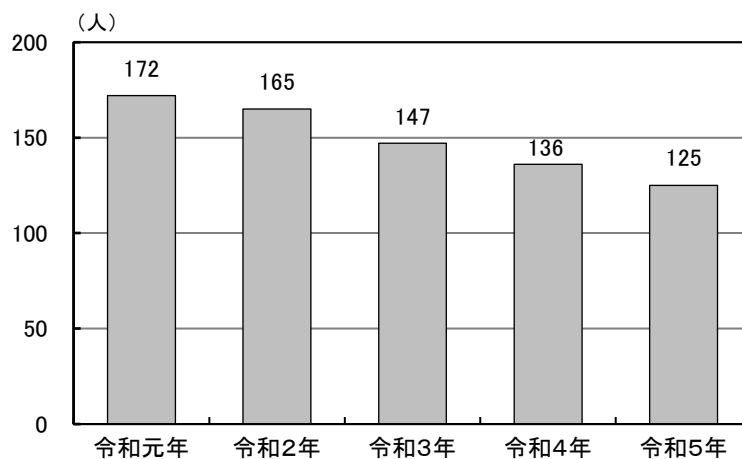
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

(2) 出生の状況

本市の出生数は年々減少しており、令和5年に125人となっています。

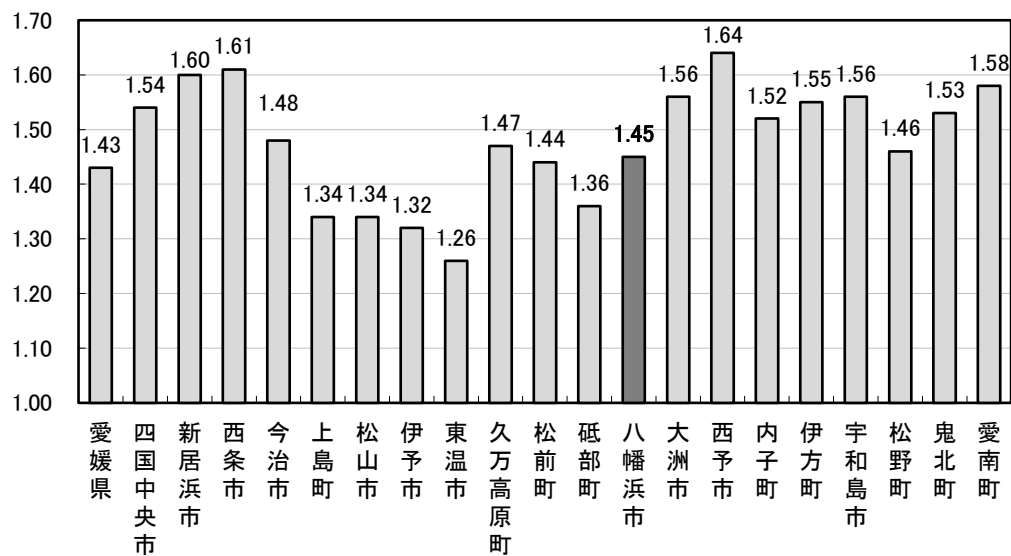
合計特殊出生率は県より高い水準で推移しています。

■出生数の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

■県内市町間の合計特殊出生率の比較（5年間（(2018（H30）～22（R4）年）の合計特殊出生率）

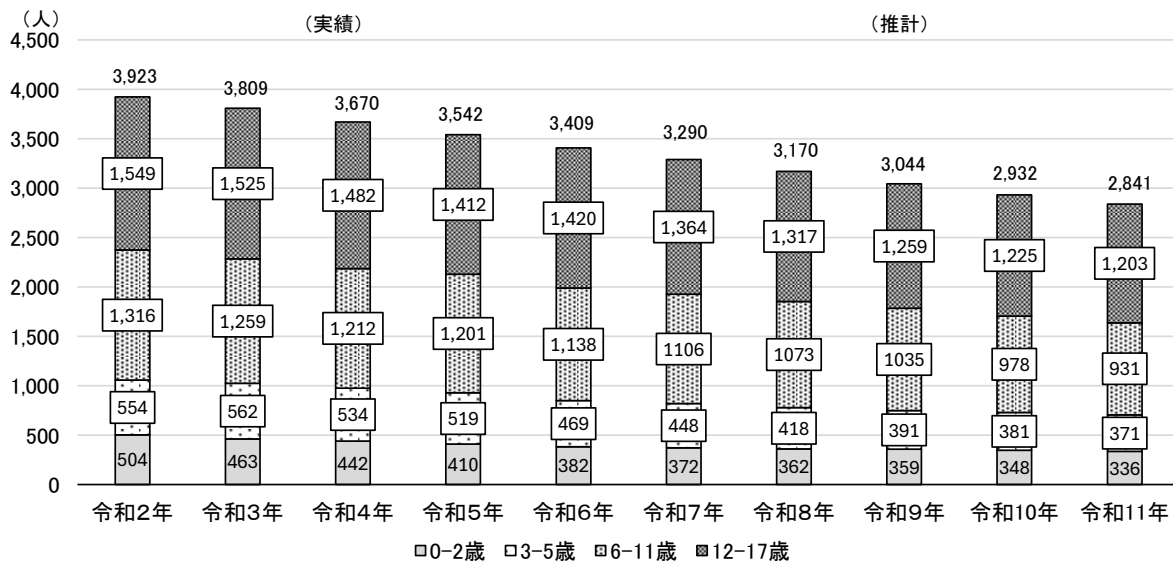


資料：厚生労働省 平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況

(3) 子どもの数の推移・推計

本市の18歳未満の子どもの数は年々減少を続けており、令和11年時点で2,841人の見込みとなっています。

■18歳未満の児童の推移・推計

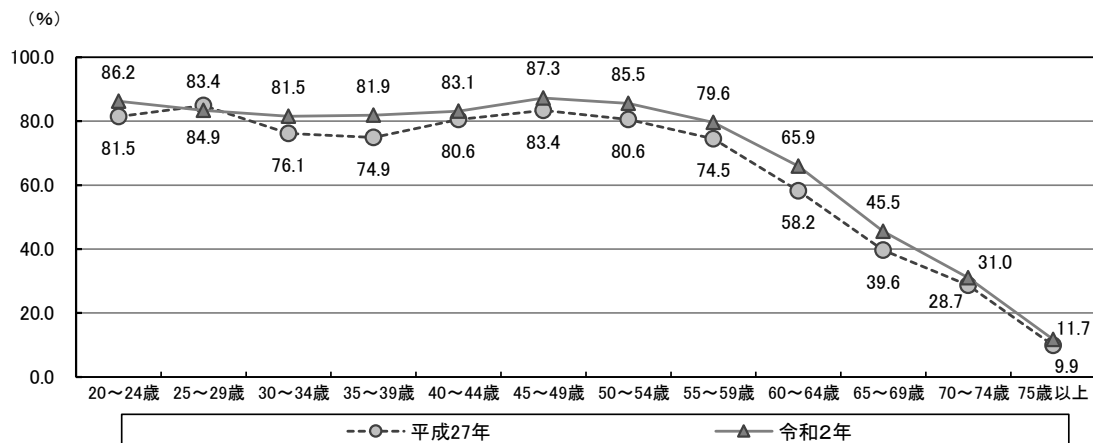


資料：実績は八幡浜市住民基本台帳人口（各年3月末日現在）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

(4) 就労の状況

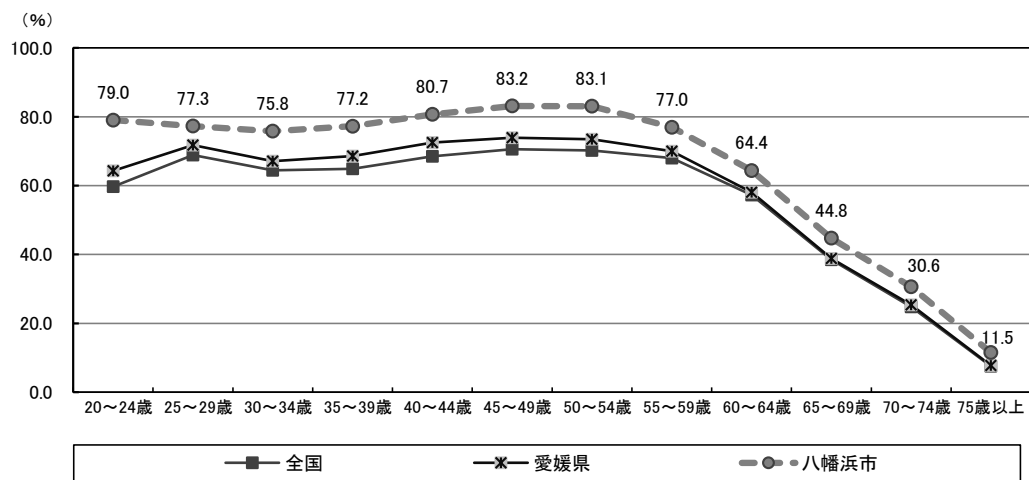
本市における女性の年齢別労働力率は、平成 27 年から令和 2 年までの5年間で全体的に上昇しており、特に 35～39 歳で 7.0%上昇しています。また、令和 2 年の女性の就業率の状況は、いずれの年齢も国・県より高くなっています。

■女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成 27 年・令和 2 年）

■女性の就業率の状況（国・県との比較）

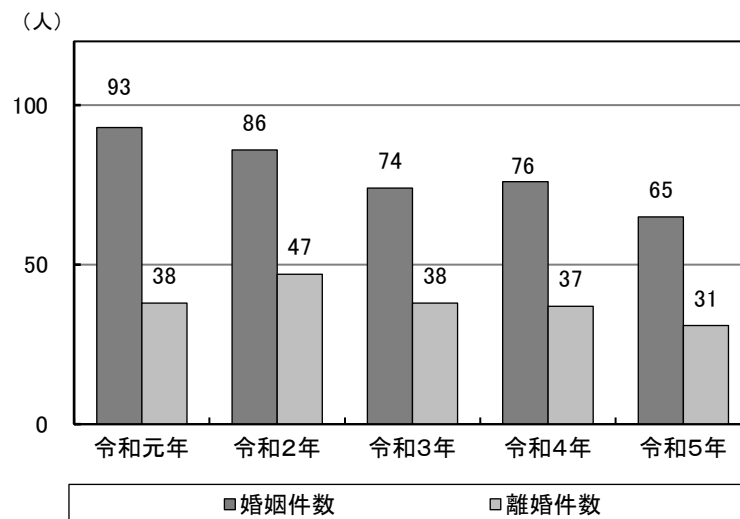


資料：国勢調査（令和 2 年）

（５）婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は減少傾向にあり、令和５年に 65 件となっています。また、離婚件数は横ばいとなっています。

■婚姻・離婚件数の推移

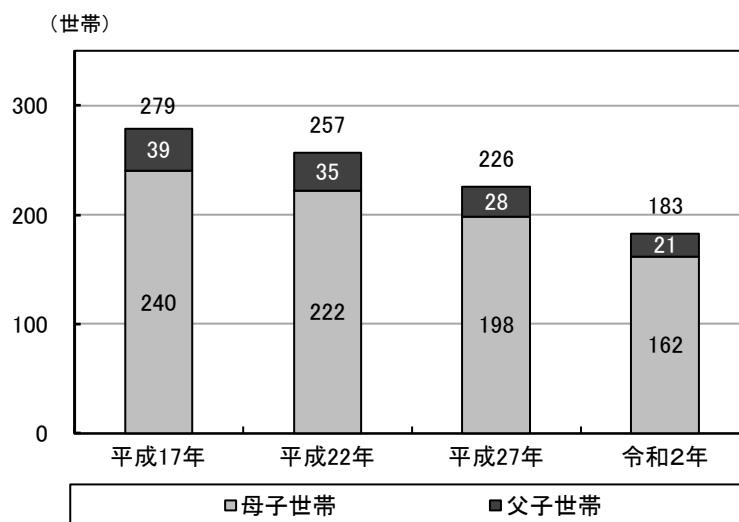


資料：八幡浜市統計書 令和５年版（各年 12 月末現在）

（６）ひとり親家庭の状況

本市におけるひとり親家庭については年々減少傾向であり、令和２年には母子世帯・父子世帯合わせて、183 世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

※国勢調査での「母子（父子）世帯」とは、未婚、死別又は離別の女親（男親）と、未婚の20歳未満の子供のみから成る世帯をいう。

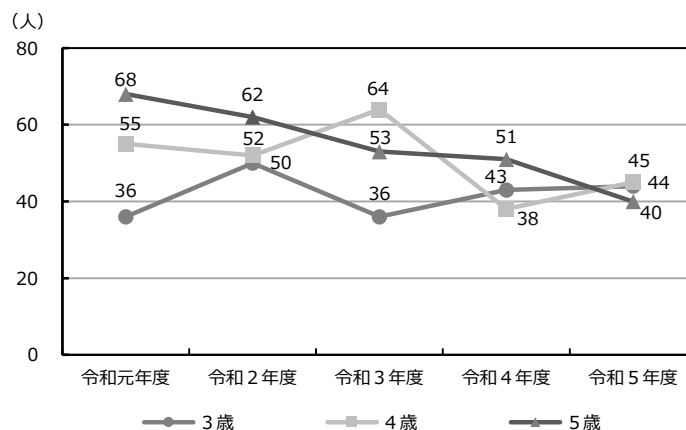
(7) 教育機関の状況

① 幼・小・中学校数および園児・児童・生徒数の推移

本市における幼稚園数の推移をみると、令和元年度から1箇所減少し、4箇所まで推移しています。また、園児数も減少傾向であり、令和5年度時点で3～5歳の園児の総数は129人となっています。

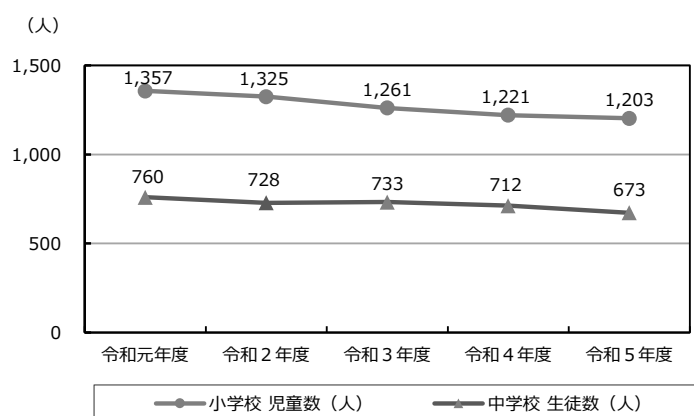
市内の小・中学校数は中学校が令和元年度から1校減少し、4校で推移しています。また、児童・生徒数も減少傾向であり、令和5年度時点の小学校児童数は1,203人、中学校生徒数は673人となっています。

■市内幼稚園数および園児数



単位：人		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
園児数	施設数（か所）	5	5	5	4	4
	総数	159	164	153	132	129
	3歳	36	50	36	43	44
	4歳	55	52	64	38	45
	5歳	68	62	53	51	40

■市内小・中学校数および児童・生徒数



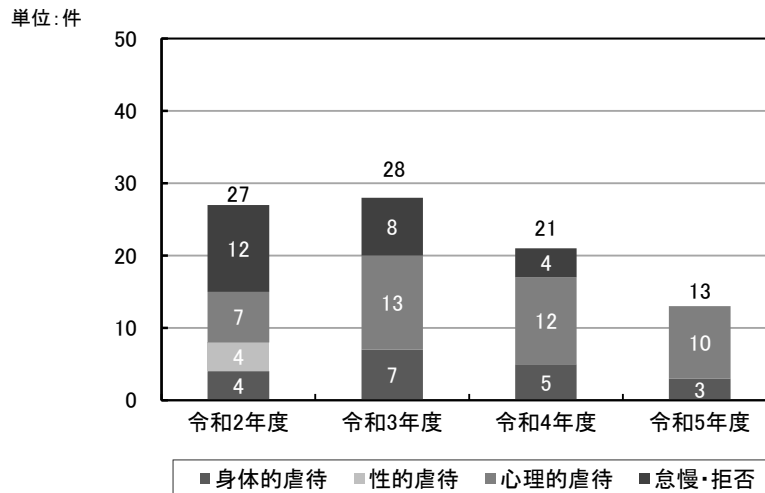
単位：か所・人		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	学校数（か所）	12	12	12	12	12
	児童数（人）	1,357	1,325	1,261	1,221	1,203
中学校	学校数（か所）	5	5	4	4	4
	生徒数（人）	760	728	733	712	673

資料：八幡浜市統計書 令和5年版 学校基本調査

② 児童虐待認知件数の推移

本市における児童虐待認知件数についてみると、減少傾向であり、令和5年度は全体で13件となっています。また虐待分類の中では、「心理的虐待」が一番多くなっています。

■児童虐待認知件数の推移

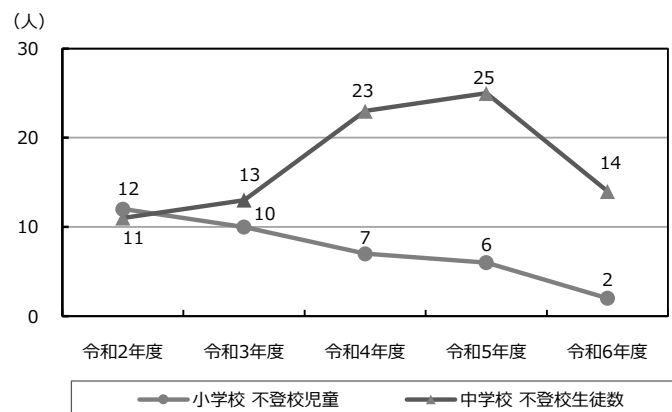


資料：八幡浜市

③ 小・中学校におけるいじめ発生件数・不登校児童生徒数の推移

本市におけるいじめ発生件数・不登校児童生徒数についてみると、小学校ではいじめ・不登校児童数ともに減少傾向にあります。一方、中学校ではいじめの件数・不登校児童数ともに横ばいの傾向となっています。

■いじめ発生件数・不登校児童生徒数の推移



単位：件・人・組		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	いじめ件数（件）	7	7	11	3	0
	不登校児童（人）	12	10	7	6	2
中学校	学校数（組）	5	2	2	5	1
	不登校生徒数（人）	11	13	23	25	14

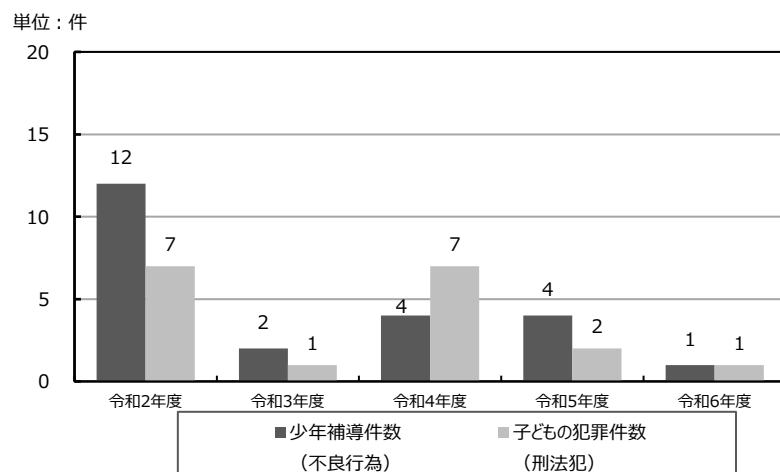
令和6年度のみ5月末現在

資料：八幡浜市

(8) 少年非行・子どもの犯罪の状況

本市における少年非行・子どもの犯罪の状況についてみると、少年補導件数・子どもの犯罪件数ともに、令和2年度から減少傾向であり、令和6年度5月末時点でそれぞれ1件となっています。

■いじめ発生件数・不登校児童生徒数の推移



令和6年度のみ5月末現在

資料：八幡浜市

(9) 生活保護の状況

① 生活保護被保護人員

生活保護被保護世帯数・被保護人員については年々減少しており、令和5年には249世帯、299人となっています。また、19歳以下の被保護人員数についてはほぼ横ばいで推移しており、令和5年には13人となっています。

■被保護人員数の推移

単位：世帯、人		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
八幡浜市	被保護世帯数	305	278	262	253	249
	被保護人員数	377	334	311	304	299
	対前年比(倍)	0.94	0.85	0.93	0.97	0.98
愛媛県	被保護人員数	20,922	20,409	19,909	19,562	19,436
19歳以下		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
八幡浜市	被保護人員数	21	18	9	13	13
	対前年比(倍)	1.05	0.85	0.5	1.4	1.0

資料：社会福祉課

② 生活保護世帯におけるこどもの進学状況

生活保護世帯のこどもの進学状況について、中学卒業後は高等学校等へ進学率が100%となっていますが、高等学校卒業後は就職する人が半数以上の年が多くなっています。

■生活保護世帯に属するこどもの進学状況

単位：%		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
中学卒業後	進学率	100	100	100	100	-
	就職率	0	0	0	0	-
高等学校等 卒業後	進学率	0	0	33.3	100	33.3
	就職率	100	50	33.3	0	66.7
	高等学校等中退率	0	0	0	0	0

資料：社会福祉課

2 アンケート調査からみる現状

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

本調査は、「第2期八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了となることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「八幡浜市こども計画」の策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査概要

●調査期間：令和6年3月6日（水）～3月21日（木）

調 査	調査対象者	調査方法
子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査	市内在住の就学前児童の保護者	・郵送配布・回収及び保育所、幼稚園配布・回収による本人記入方式
	市内在住の小学生の保護者	・学校配布・回収による本人記入方式
若者の実態・意識に関するアンケート調査	市内在住の18～29歳の方	・郵送配布・回収による本人記入方式 ・WEB回答方式
中学生・高校生の意識や生活に関するアンケート調査	市内在住の中学生・高校生	・学校配布・回収による本人記入方式
ひとり親家庭に関するアンケート調査	市内在住のひとり親家庭の保護者	・郵送配布・回収による本人記入方式

③ 回収結果

調 査		配布数	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査	就学前児童の保護者	658 件	470 件	71.4%
	小学生の保護者	725 件	690 件	95.1%
若者の実態・意識に関するアンケート調査		1,970 件	郵送 313 件 WEB 147 件	23.3%
中学生・高校生の意識や生活に関するアンケート調査	中学生	431 件	397 件	92.1%
	高校生	633 件	584 件	92.2%
ひとり親家庭に関するアンケート調査		210 件	98 件	46.6%
合 計		4,627 件	2,699 件	58.3%

④ 調査結果の見方

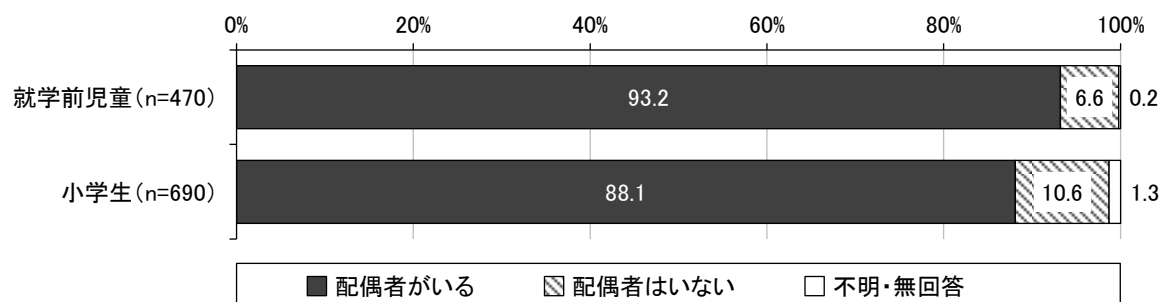
- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査（就学前児童保護者と小学生保護者）

① 回答者の配偶関係

回答者の配偶関係についてみると、就学前児童では、「配偶者がいる」が 93.2%、「配偶者はいない」が 6.6%となっています。

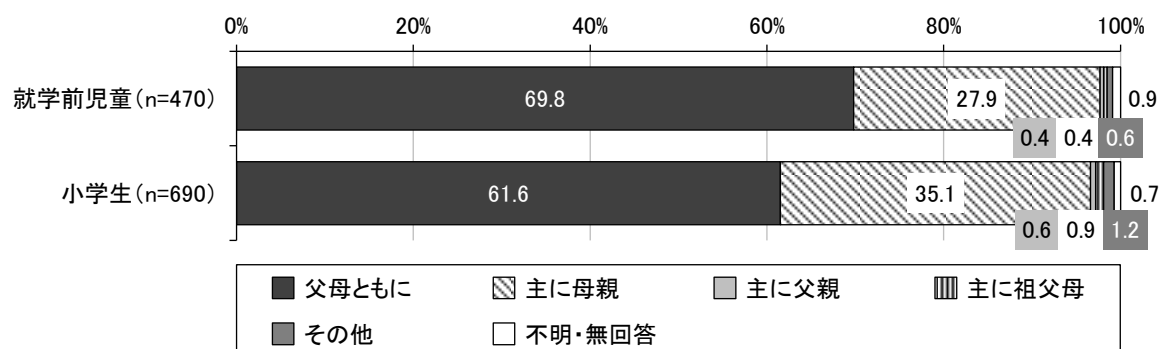
小学生では、「配偶者がいる」が 88.1%、「配偶者はいない」が 10.6%となっています。



② 子育て（教育を含む）を主に行っている方

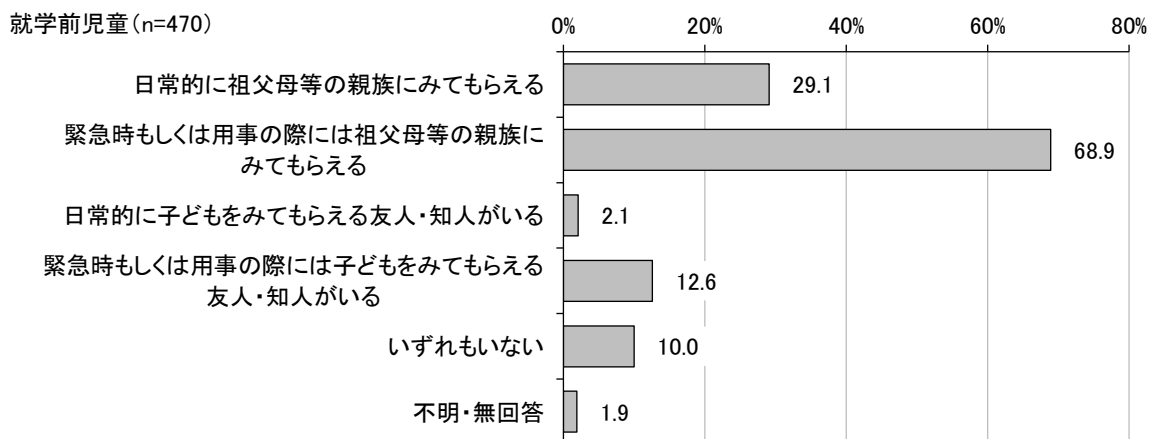
子育て（教育を含む）を主に行っている方についてみると、就学前児童では、「父母ともに」が 69.8%と最も高く、次いで「主に母親」が 27.9%、「主に父親」「主に祖父母」が 0.4%となっています。

小学生では、「父母ともに」が 61.6%と最も高く、次いで「主に母親」が 35.1%、「主に祖父母」が 0.9%となっています。



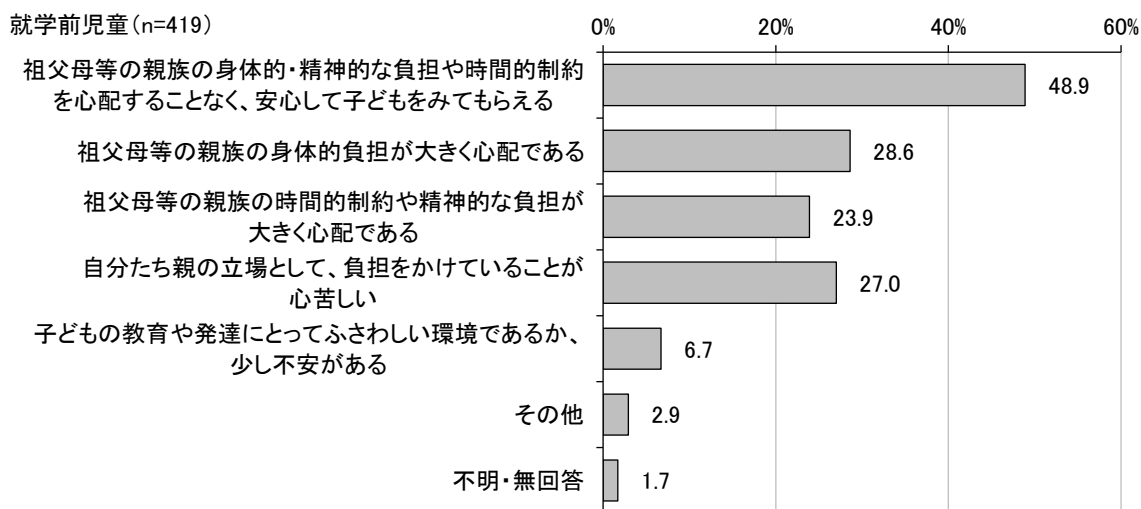
③ 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 68.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 29.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 12.6%となっています。



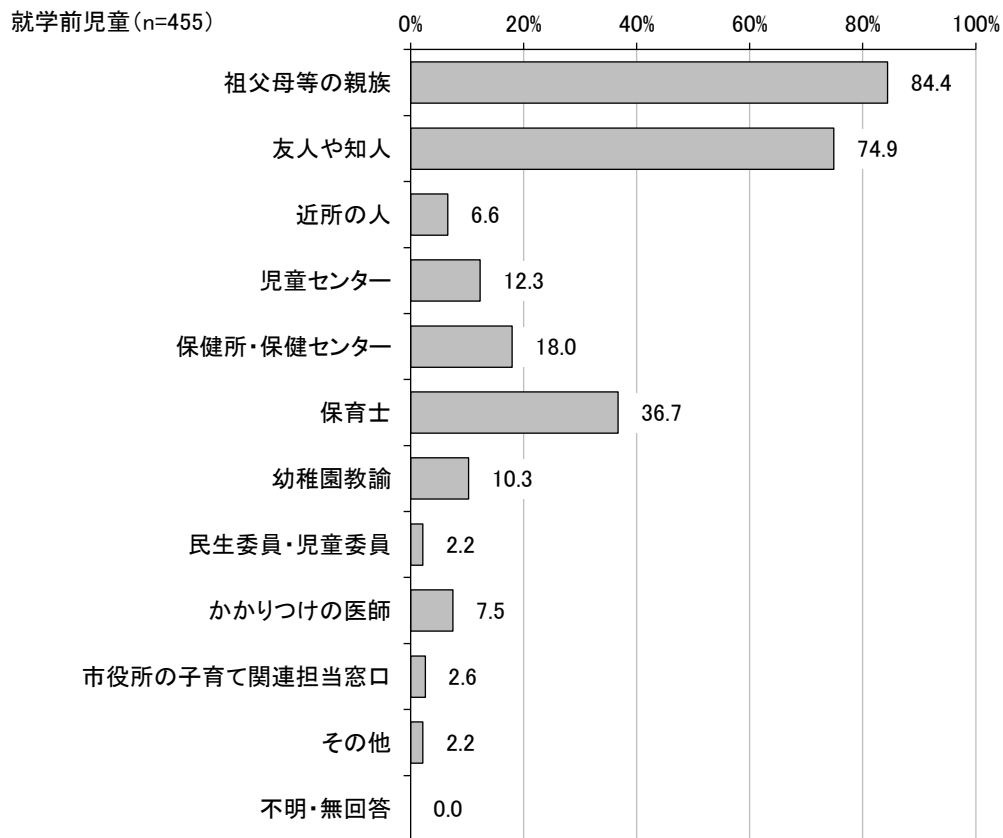
④ 預かってもらえることに関する状況

子どもを預かってもらえることに関する状況についてみると、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 48.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」が 28.6%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 27.0%となっています。



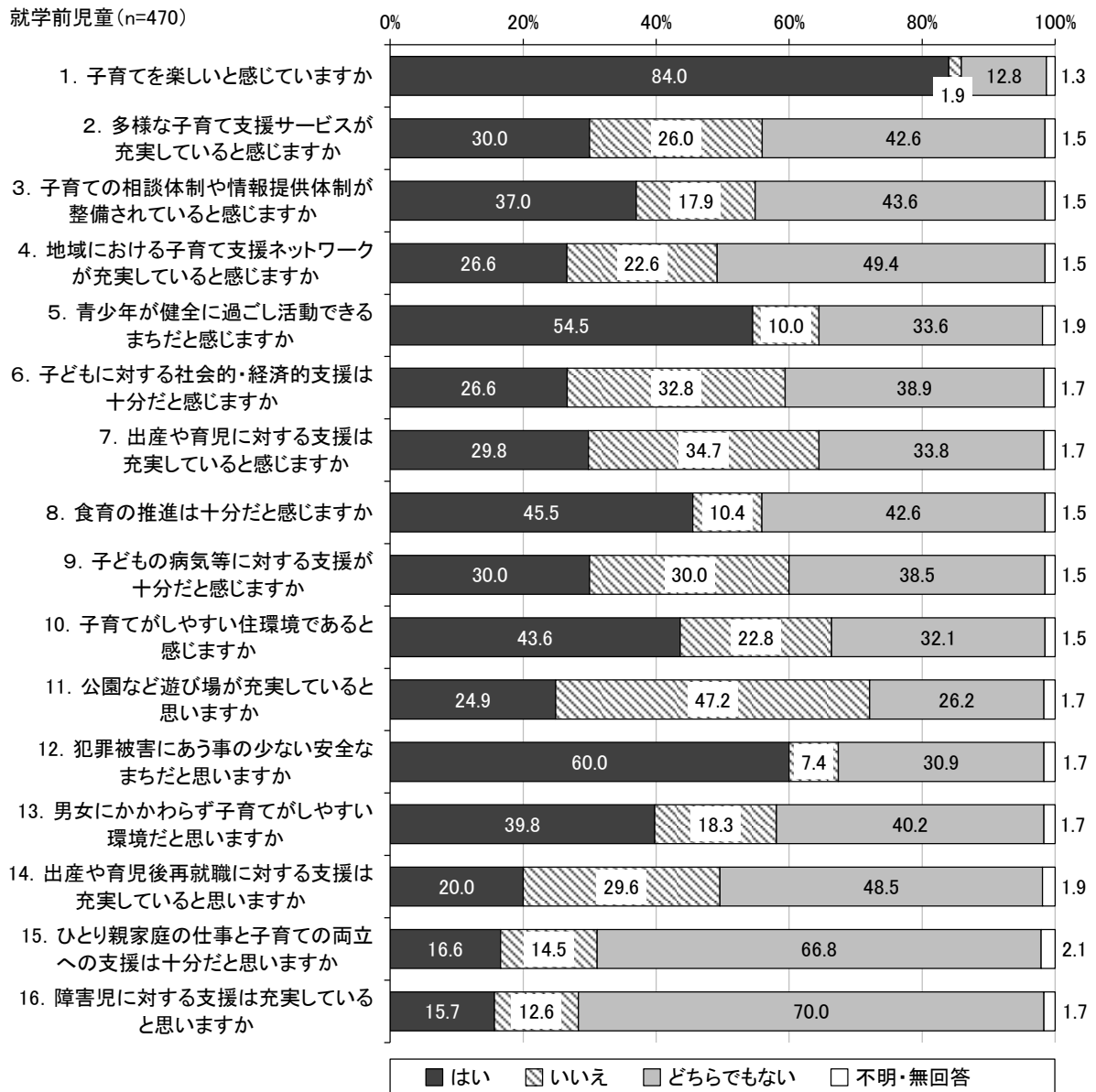
⑤ 子育て（教育を含む）上での、気軽に相談できる人や場所

子育て（教育を含む）上での、気軽に相談できる人や場所についてみると、「祖父母等の親族」が84.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が74.9%、「保育士」が36.7%となっています。

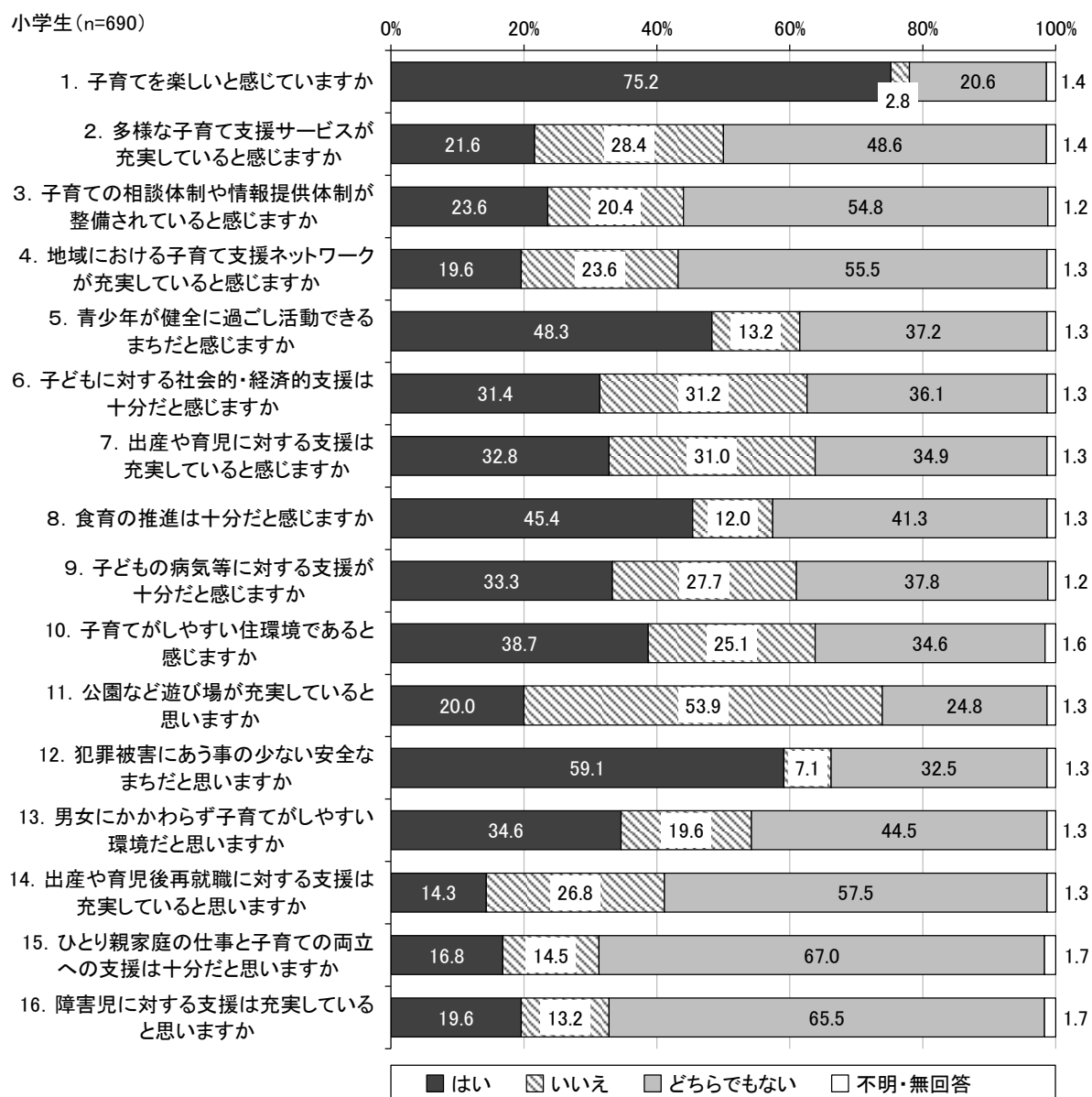


⑥ 八幡浜市における子育ての環境や支援など

子育ての環境や支援などについてみると、就学前児童では〔1. 子育てを楽しんでいると感じていますか〕〔5. 青少年が健全に過ごし活動できるまちだと感じますか〕〔8. 食育の推進は十分だと感じますか〕〔10. 子育てがしやすい住環境であると感じますか〕〔12. 犯罪被害にあう事の少ない安全なまちだと思いますか〕では「はい」、〔7. 出産や育児に対する支援は充実していると感じますか〕では「いいえ」、その他の項目では「どちらでもない」が最も高くなっています。



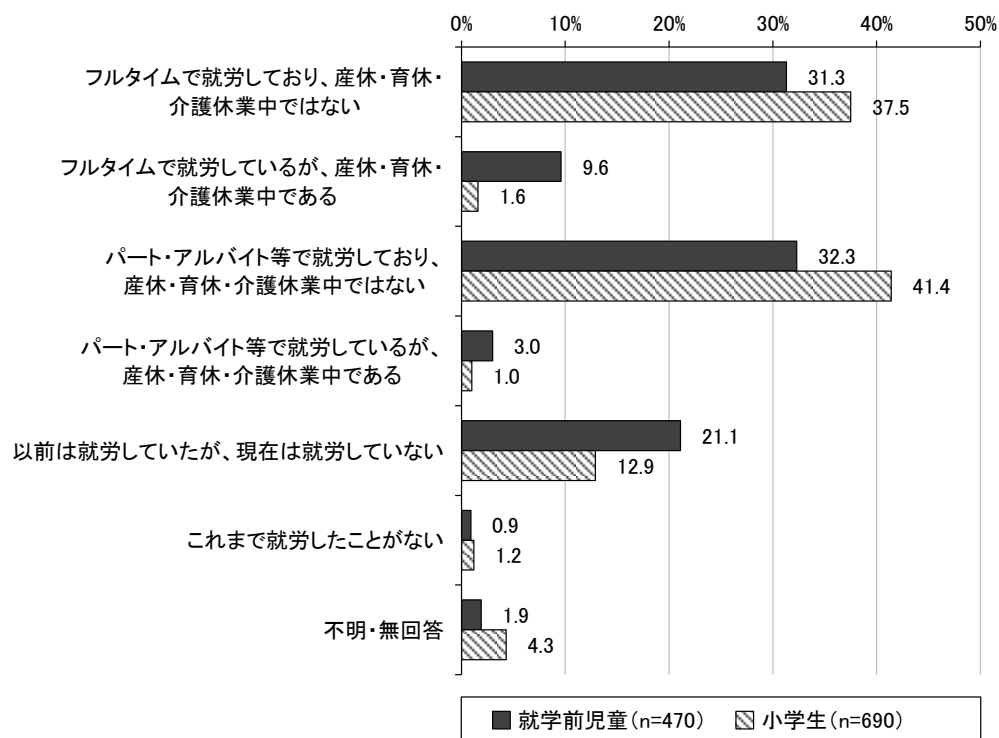
小学生についてみると、〔1. 子育てを楽しんでいると感じていますか〕〔5. 青少年が健全に過ごし活動できるまちだと感じますか〕〔8. 食育の推進は十分だと感じますか〕〔10. 子育てがしやすい住環境であると感じますか〕〔12. 犯罪被害にあう事の少ない安全なまちだと思いますか〕では「はい」、〔11. 公園など遊び場が充実していると思いますか〕では「いいえ」、その他の項目では「どちらでもない」が最も高くなっています。



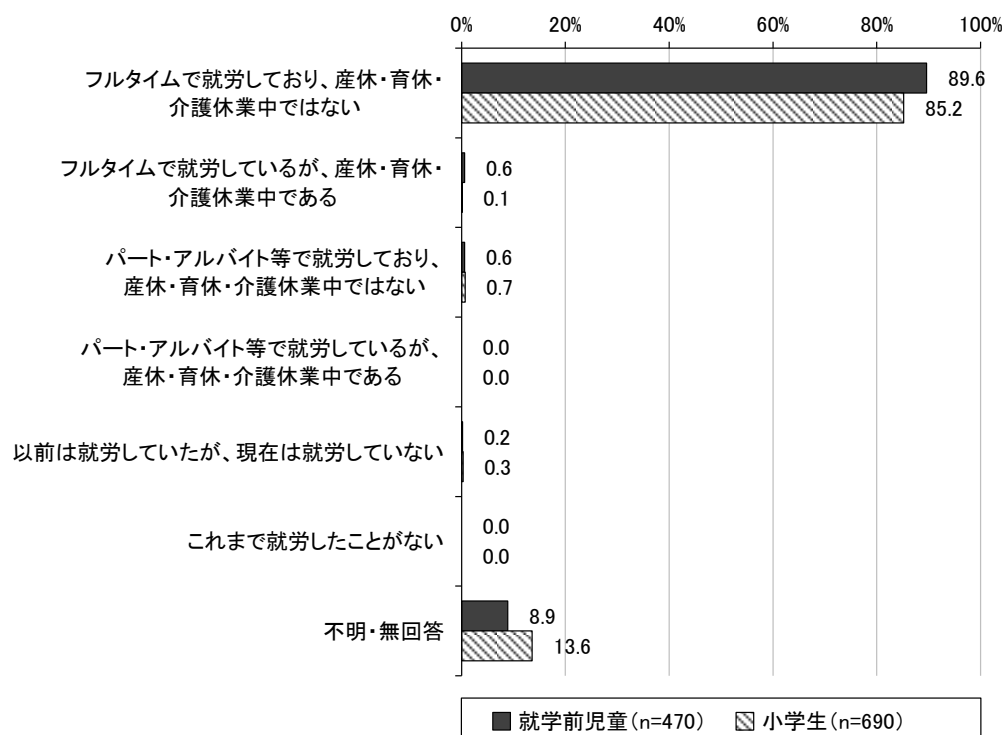
⑦ 就労状況

保護者の就労状況についてみると、母親では、母親では「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が就学前で32.3%、小学生で41.4%と最も高く、父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前で89.6%、小学生で85.2%となっています。

(母親)

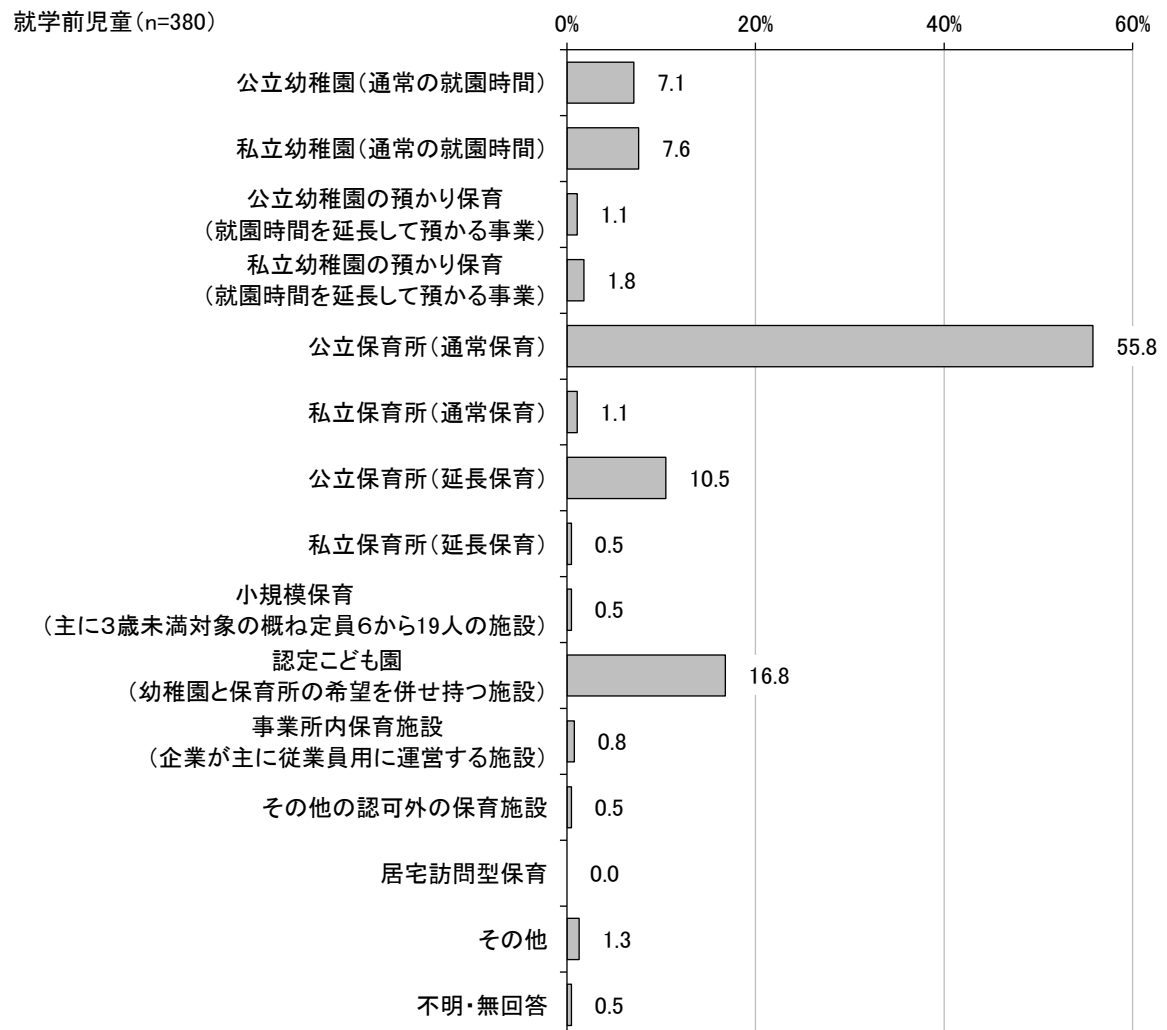


(父親)



⑧ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

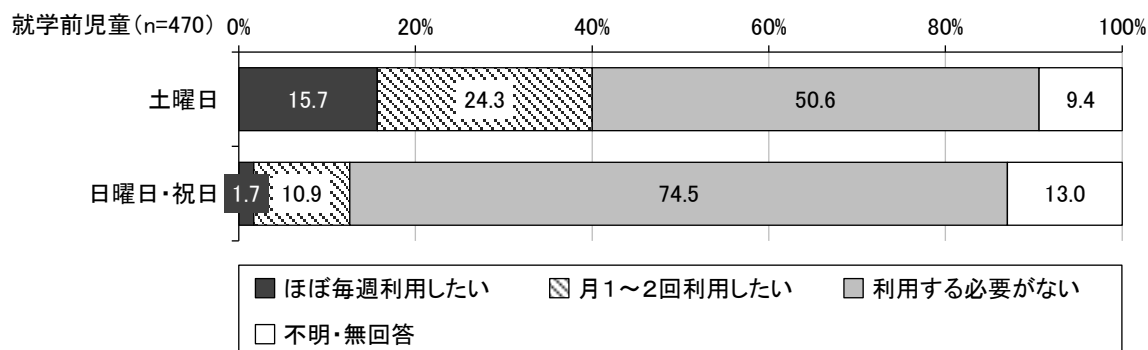
現在利用している平日の定期的な教育・保育事業については、「公立保育所（通常保育）」が55.8%、「認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）」が16.8%となっています。



⑨ 土曜・休日や長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日についてみると、「利用する必要がない」が50.6%と最も高く、次いで「月1～2回利用したい」が24.3%、「ほぼ毎週利用したい」が15.7%となっています。

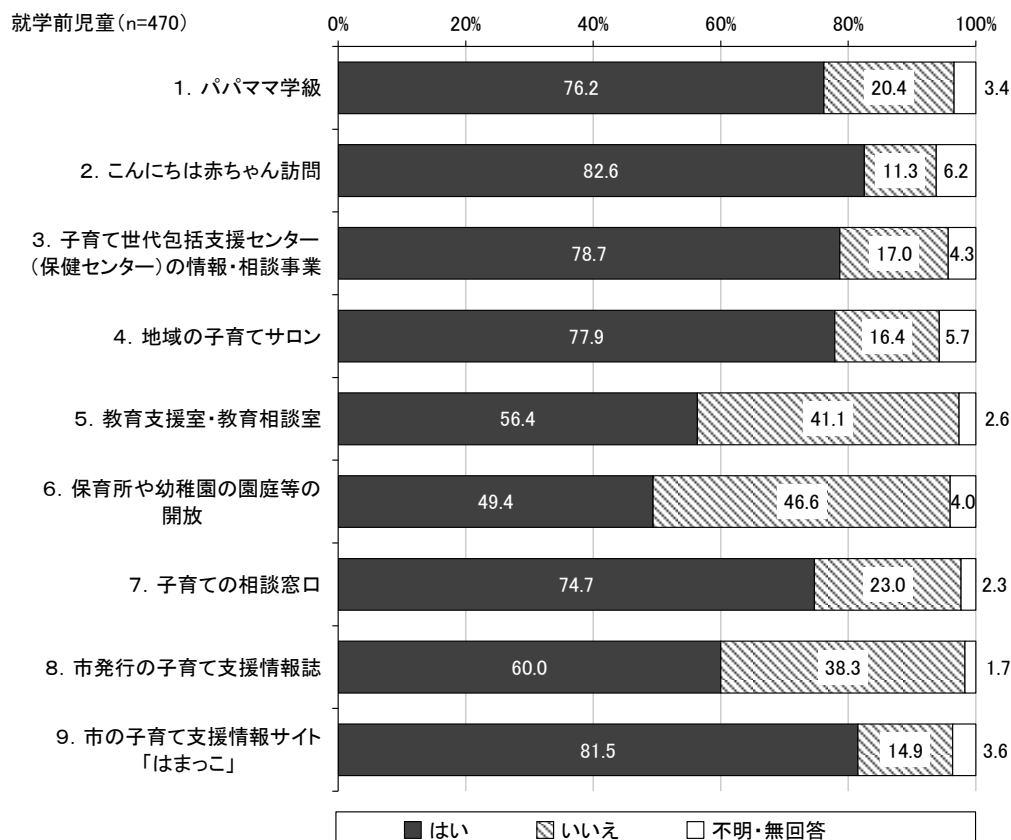
日曜日・祝日についてみると、「利用する必要がない」が74.5%と最も高く、次いで「月1～2回利用したい」が10.9%、「ほぼ毎週利用したい」が1.7%となっています。



⑩ 地域の子育て支援事業の利用状況

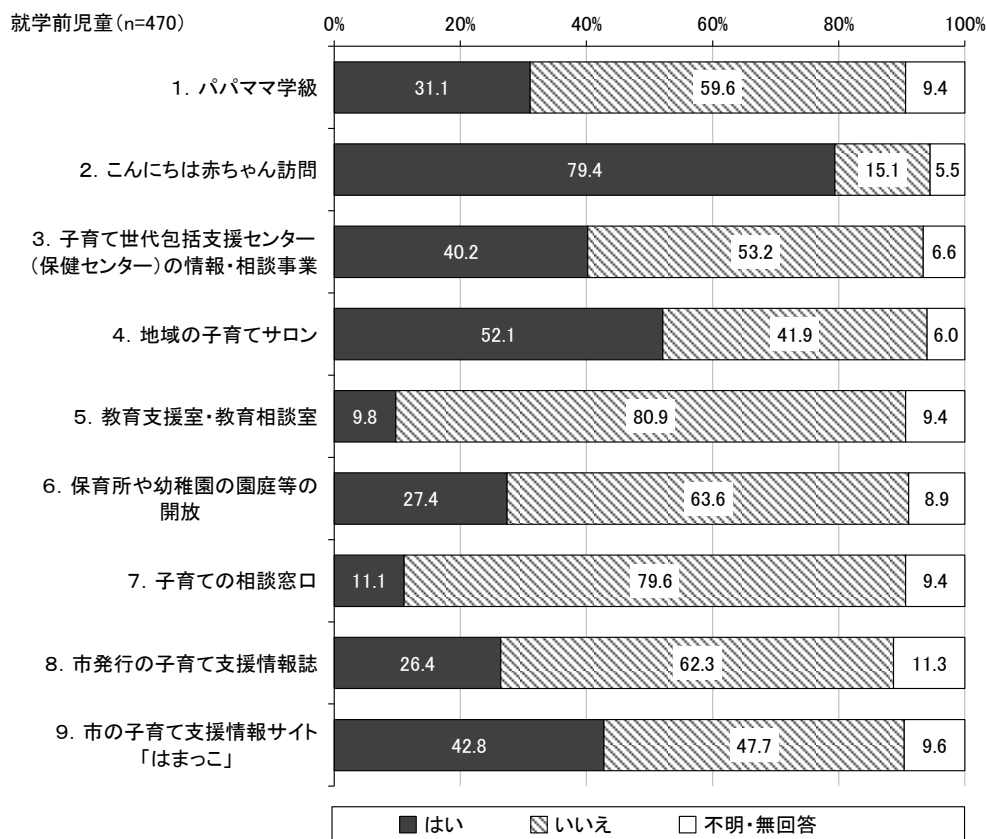
地域の子育て支援事業で知っているものについてみると、すべての事業で「はい」が高くなっていますが、〔6. 保育所や幼稚園の園庭等の開放〕〔5. 教育支援室・教育相談室〕〔8. 市発行の子育て支援情報誌〕では「はい」がそれぞれ49.4%、56.4%、60.0%と、その他の事業に比べて低くなっています。

(知っているもの)



地域の子育て支援事業の利用歴についてみると、〔2. こんにちは赤ちゃん訪問〕〔4. 地域の子育てサロン〕では「はい」、その他の事業では「いいえ」が高くなっています。

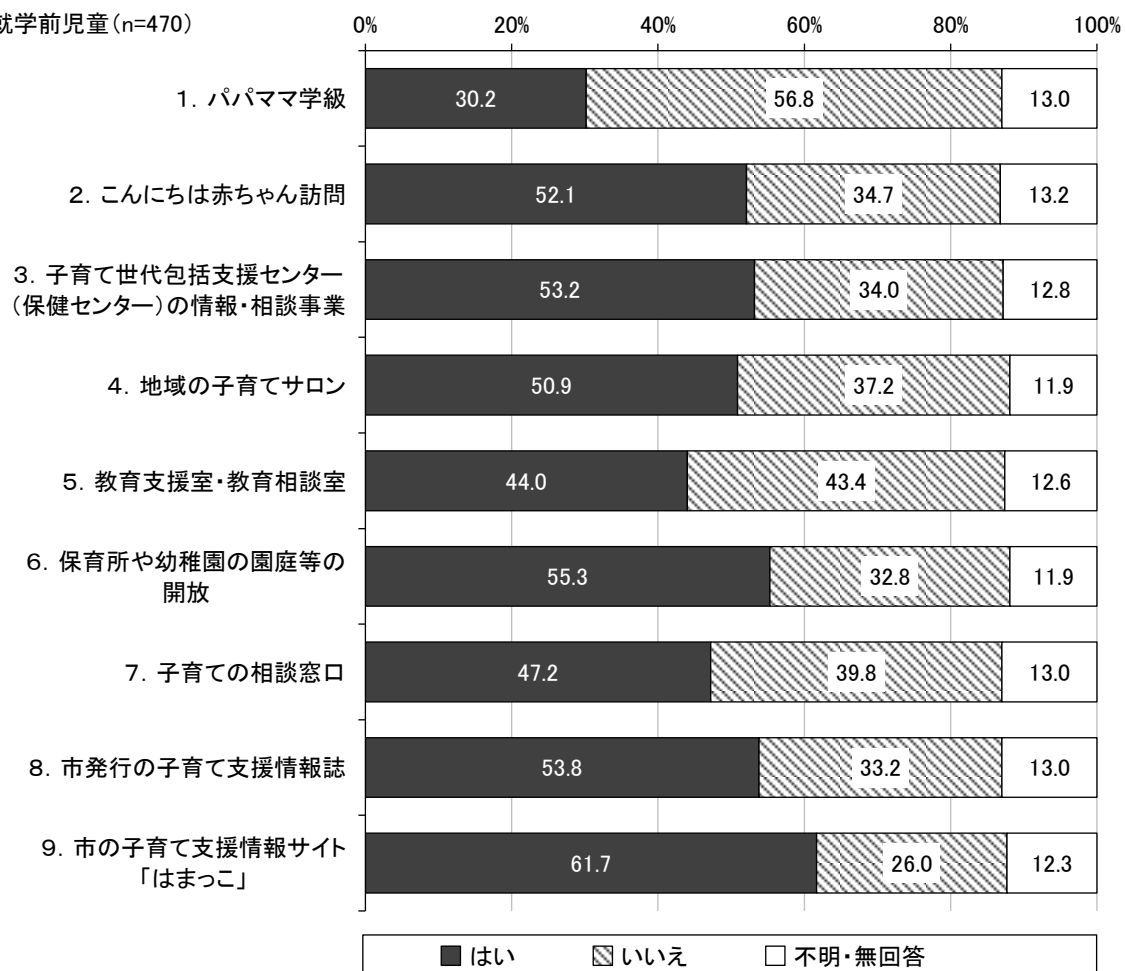
(利用したことがあるもの)



地域の子育て支援事業における今後の利用意向についてみると、〔1. パパママ学級〕では「いいえ」、その他の事業では「はい」が高くなっています。

(今後利用したい)

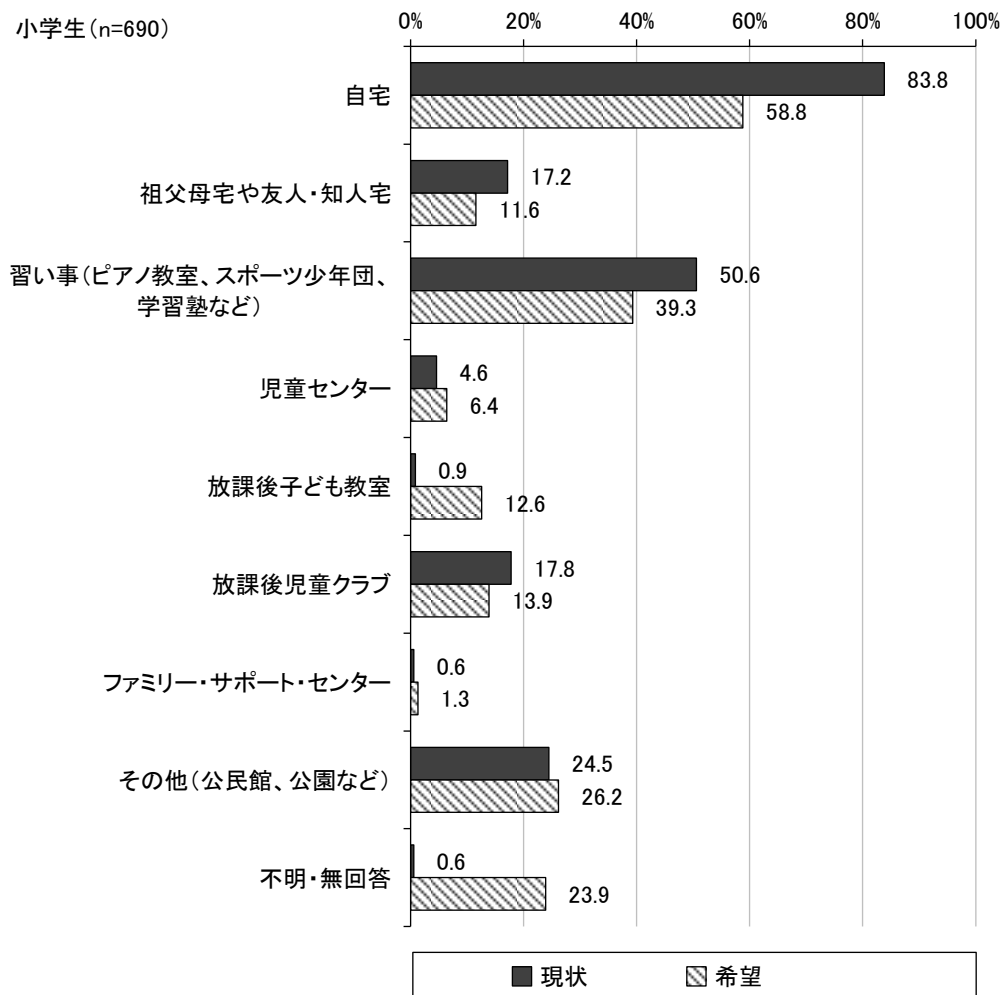
就学前児童(n=470)



⑪ 放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方について現状と希望をそれぞれみると、現状では、「自宅」が 83.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が 50.6%、「放課後児童クラブ」が 17.8%となっています。

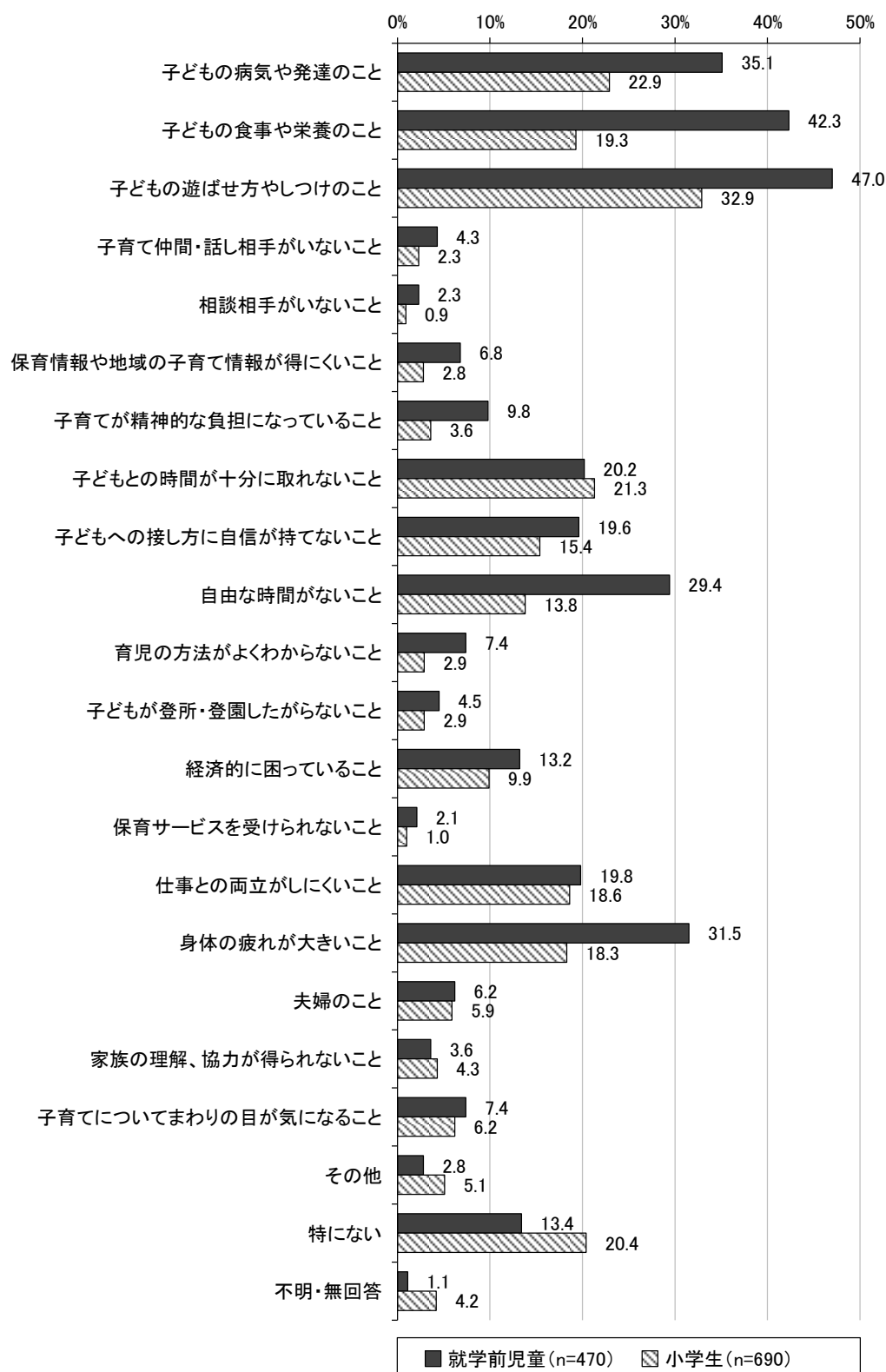
希望では、「自宅」が 58.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が 39.3%、「放課後児童クラブ」が 13.9%となっています。



⑫ 子育てに関して困っていることや悩んでいること

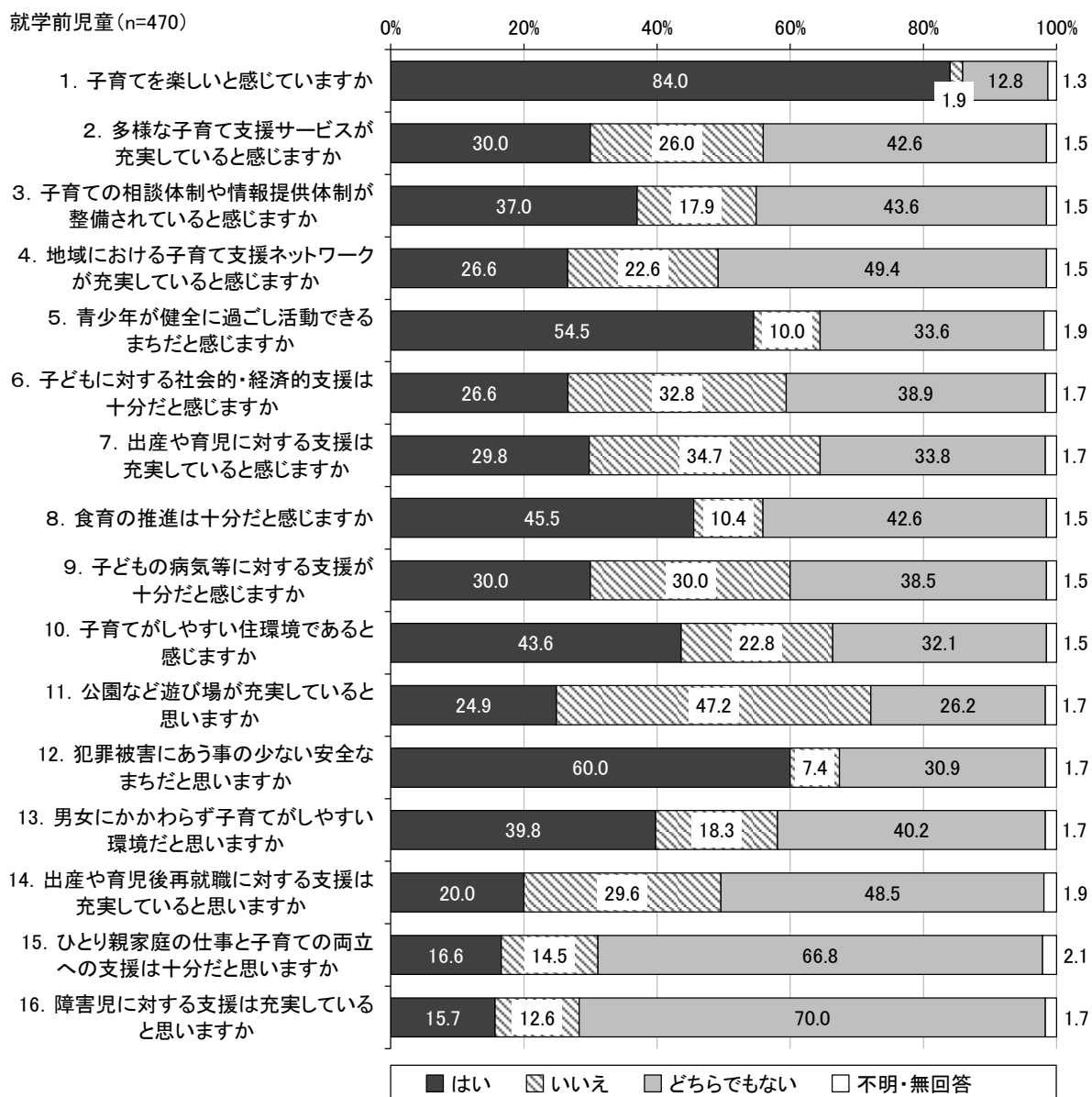
子育てに関して困っていることや悩んでいることについて、就学前児童では、「子どもの遊ばせ方やしつけのこと」が47.0%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養のこと」が42.3%、「子どもの病気や発達のこと」が35.1%となっています。

小学生では、「子どもの遊ばせ方やしつけのこと」が32.9%と最も高く、次いで「子どもの病気や発達のこと」が22.9%、「子どもとの時間が十分に取れないこと」が21.3%となっています。



⑬ 八幡浜市における子育ての環境や支援など

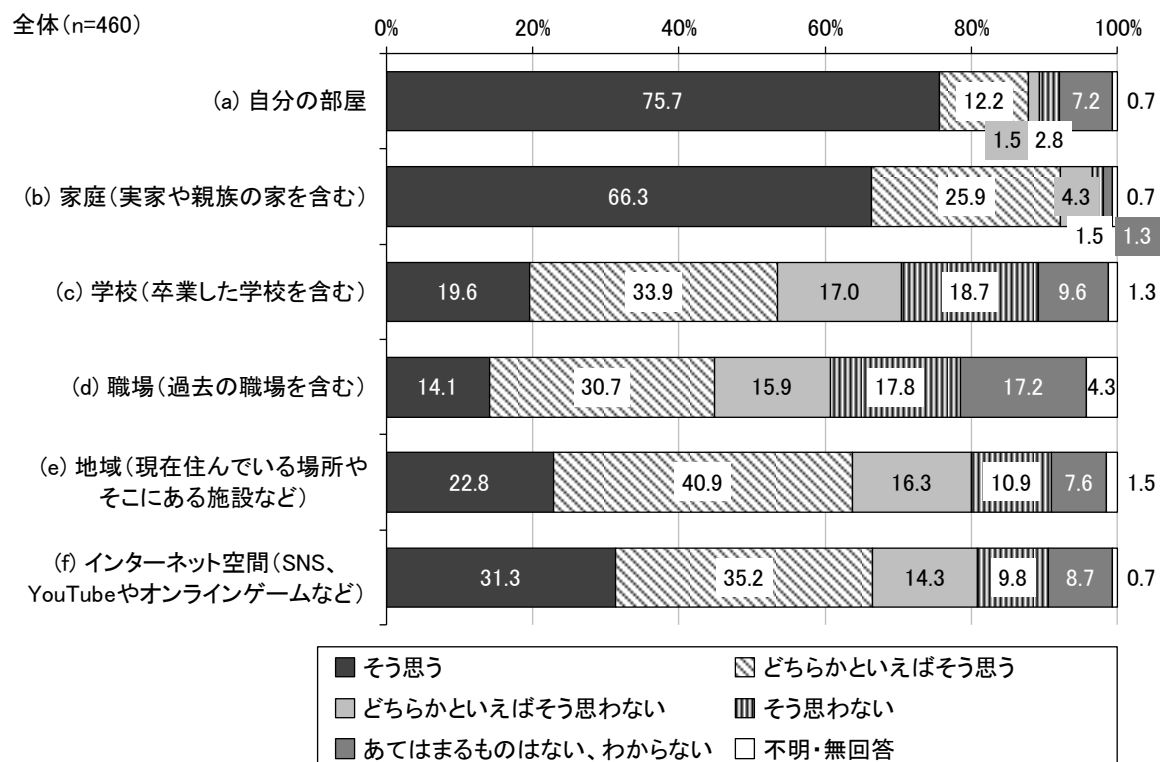
八幡浜市における子育ての環境や支援に関して思うことについて、就学前児童をみると、〔1. 子育てを楽しんでいると感じていますか〕〔5. 青少年が健全に過ごし活動できるまちだと感じますか〕〔8. 食育の推進は十分だと感じますか〕〔10. 子育てがしやすい住環境であると感じますか〕〔12. 犯罪被害にあう事の少ない安全なまちだと思いませんか〕では「はい」、〔7. 出産や育児に対する支援は充実していると感じますか〕〔11. 公園など遊び場が充実していると感じますか〕では「いいえ」、その他の項目では「どちらでもない」が最も高くなっています。



(3) 若者の実態・意識に関するアンケート調査

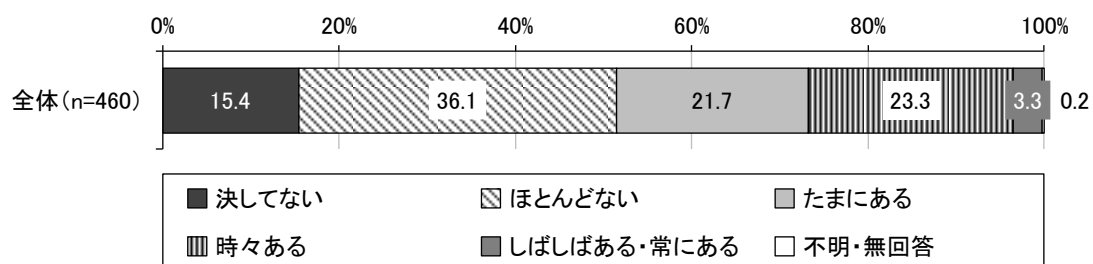
① 以下の場所があなたにとって居場所になっているか

あなたにとっての居場所についてみると、すべての場所で『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合算）が『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合算）を上回っており、特に〔(b) 家庭（実家や親族の家を含む）〕〔(a) 自分の部屋〕では、『そう思う』がそれぞれ92.2%、87.9%と、その他の場所に比べて高くなっています。



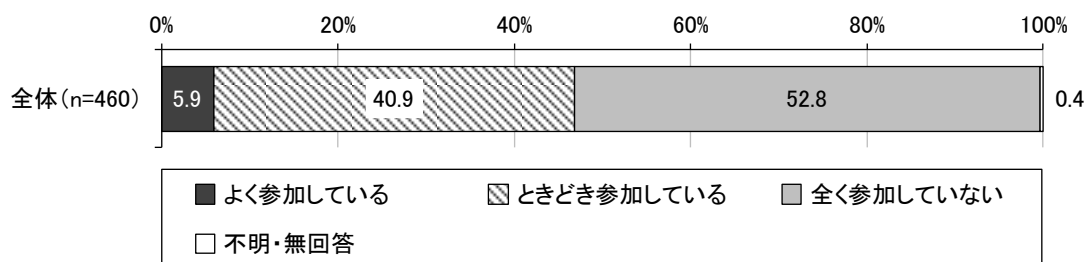
② 孤独を感じるか

孤独であると感じるかについてみると、「ほとんどない」が36.1%と最も高く、次いで「時々ある」が23.3%、「たまにある」が21.7%となっています。



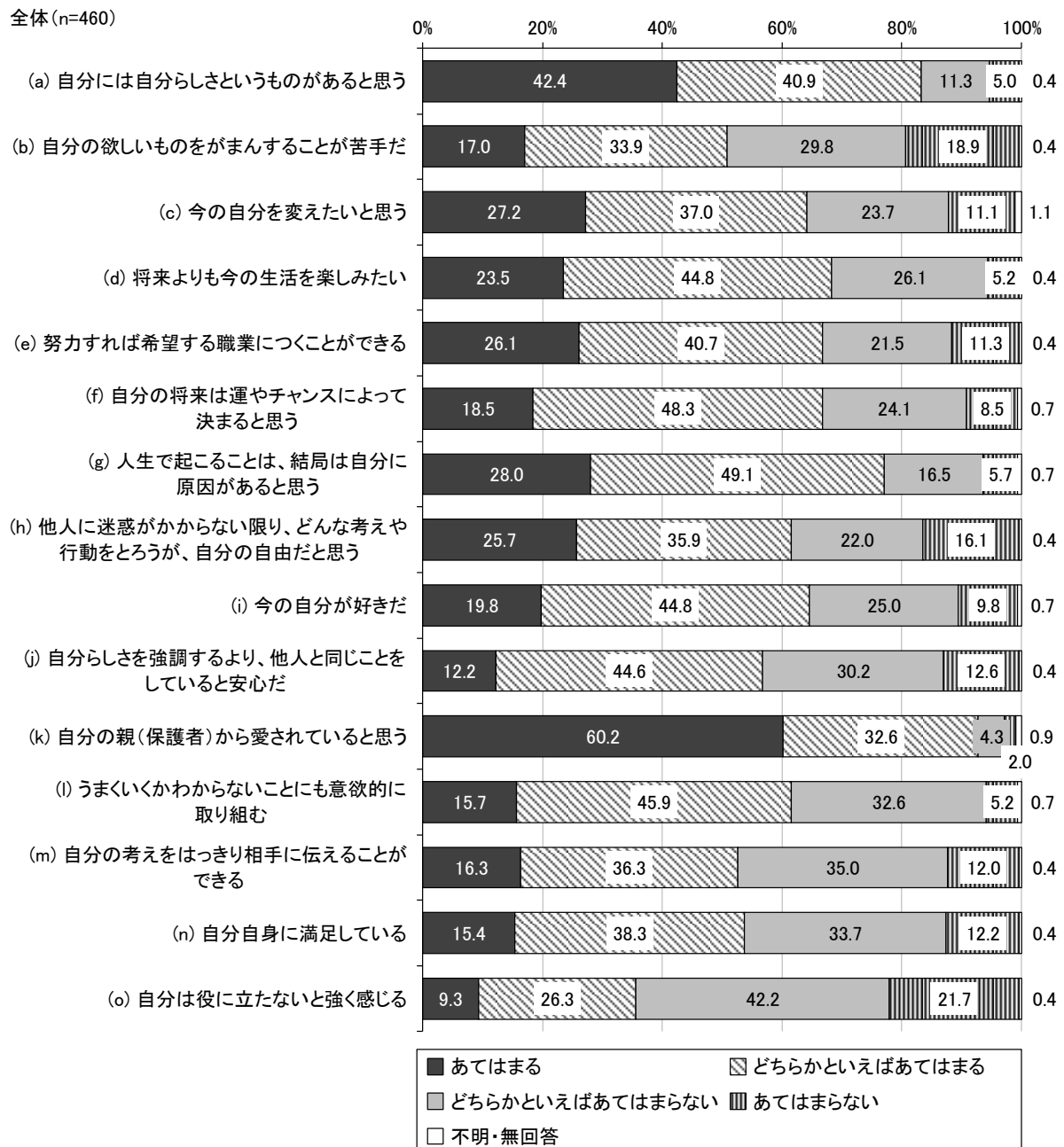
③ 地域活動の参加状況

地域活動への参加状況をみると、「全く参加していない」が52.8%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が40.9%、「よく参加している」が5.9%となっています。



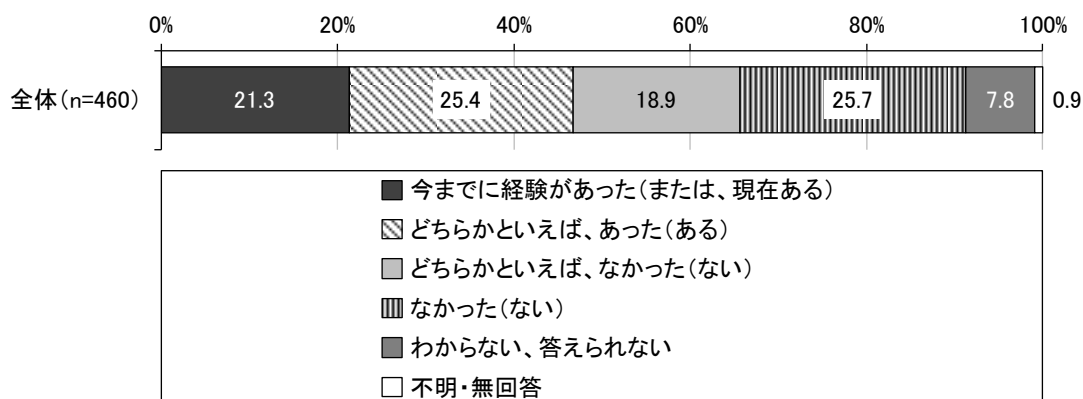
④ 自身の意識や考え方について

自分自身の意識や考え方についてみると、「(o) 自分は役に立たないと強く感じる」では『あてはまらない』（「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合算）、その他の項目では『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合算）が高くなっており、特に「(k) 自分の親（保護者）から愛されていると思う」「(a) 自分には自分らしさというものがあると思う」「(g) 人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」では、『あてはまる』がそれぞれ92.8%、83.3%、77.1%と、その他の項目に比べて高くなっています。



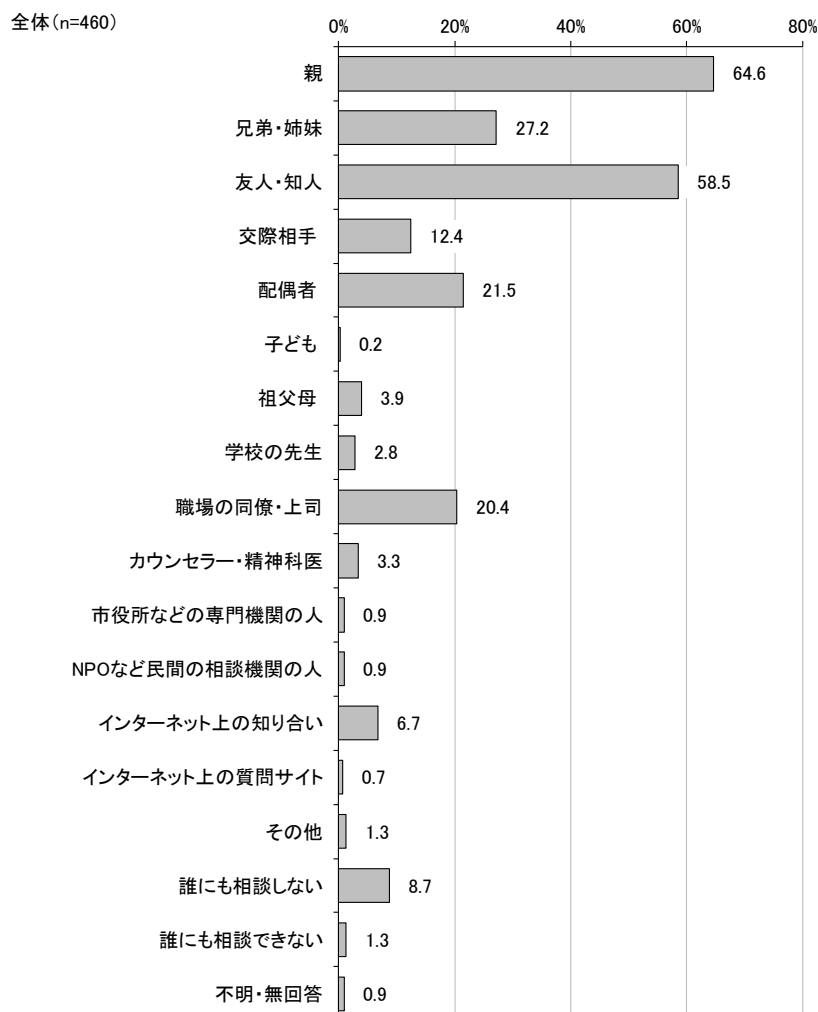
⑤ 円滑に日常生活を送れなかった経験の有無

円滑に日常生活を送れなかった経験についてみると、「なかった（ない）」が 25.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば、あった（ある）」が 25.4%、「今までに経験があった（または、現在ある）」が 21.3%となっています。



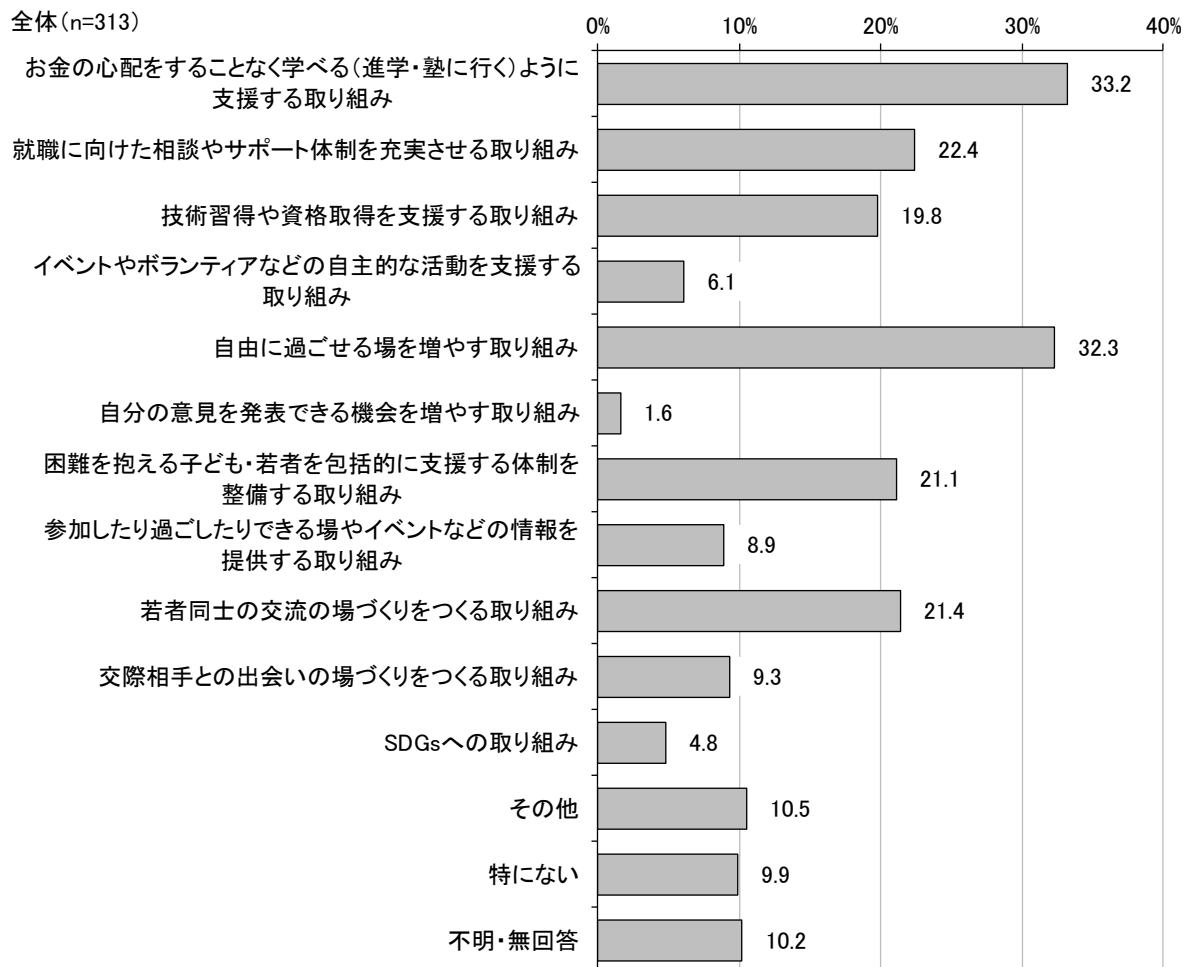
⑥ 普段悩み事を誰に相談しますか

悩み事の相談先についてみると、「親」が 64.6%と最も高く、次いで「友人・知人」が 58.5%、「兄弟・姉妹」が 27.2%となっています。



⑦ 若者（29歳ぐらいまでの人）のために、八幡浜市に必要な取組

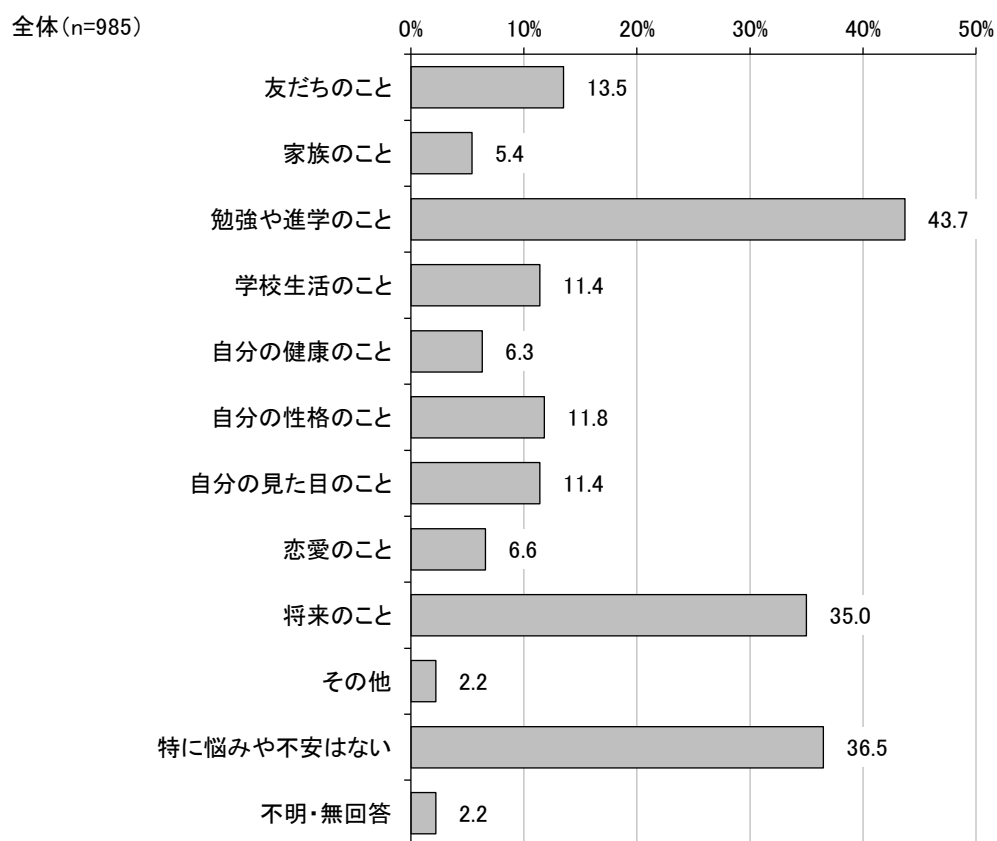
若者のために八幡浜市に必要なだと思う取組についてみると、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する取組」が 33.2%と最も高く、次いで「自由に過ごせる場を増やす取組」が 32.3%、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる取組」が 22.4%となっています。



(4) 中学生・高校生の意識や生活に関するアンケート調査

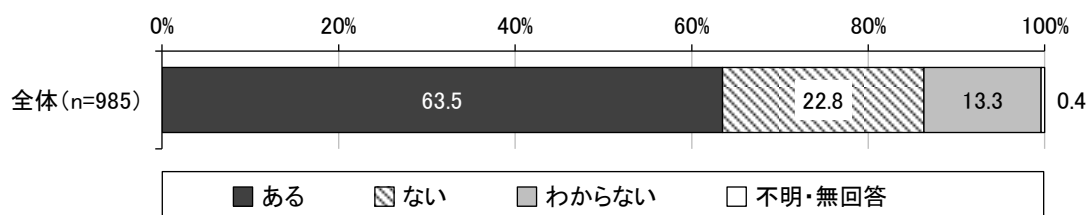
① 日頃悩んでいることや不安に感じていること

日頃悩んでいることや不安に感じていることについてみると、「勉強や進学のこと」が 43.7%と最も高く、次いで「特に悩みや不安はない」が 36.5%、「将来のこと」が 35.0%となっています。



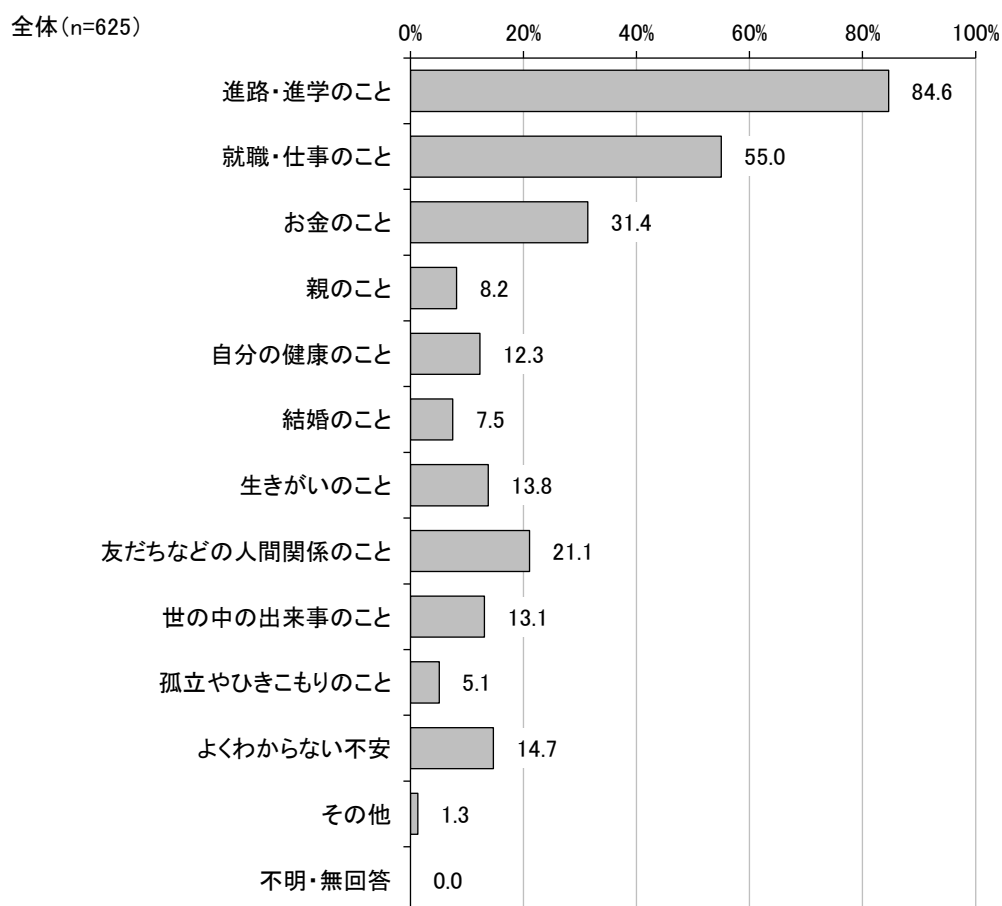
② 将来についての不安

将来について不安を感じるかについてみると、「ある」が63.5%と最も高く、次いで「ない」が22.8%、「わからない」が13.3%となっています。



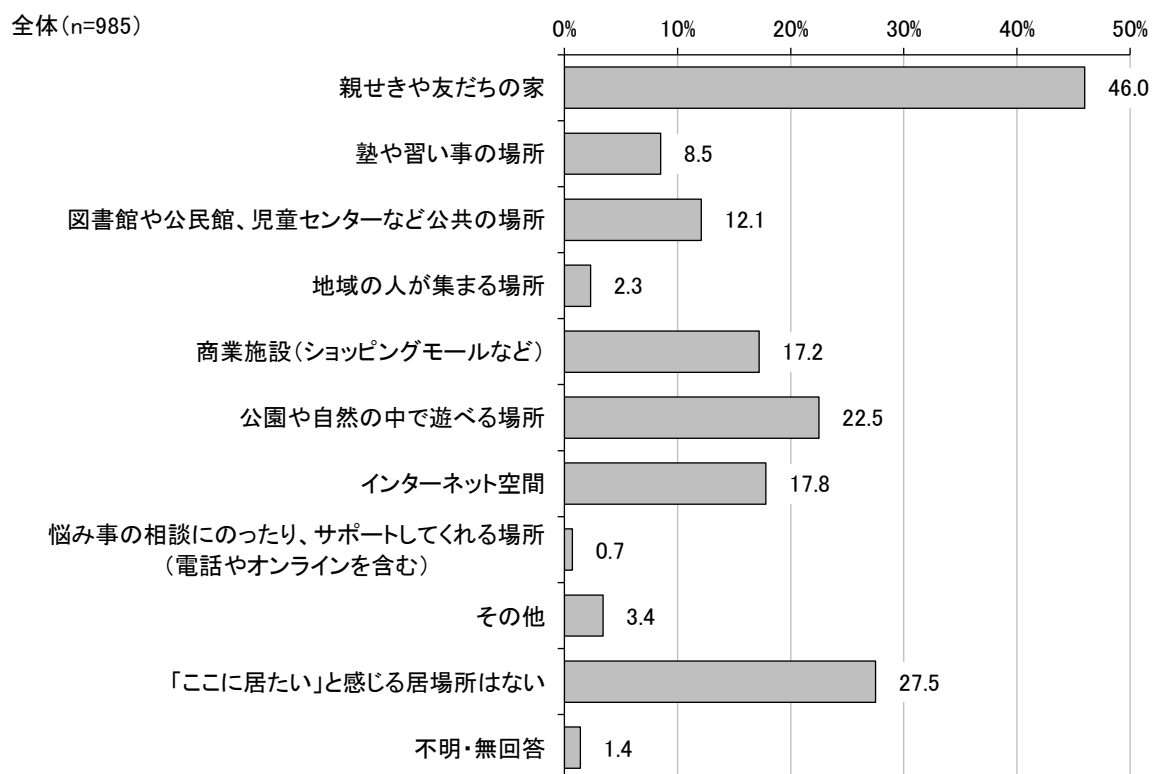
③ 将来についての不安の内容

将来への不安内容についてみると、「進路・進学のこと」が84.6%と最も高く、次いで「就職・仕事のこと」が55.0%、「お金のこと」が31.4%となっています。



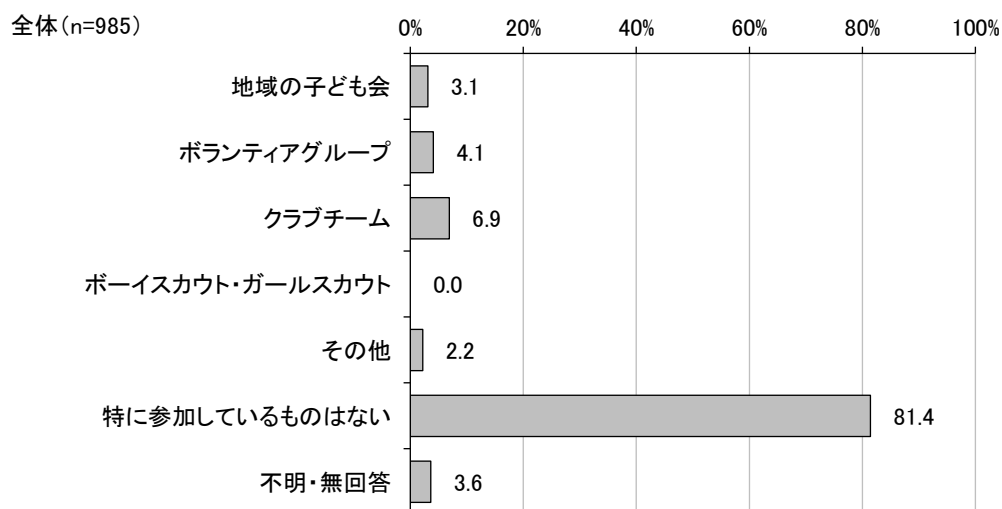
④ 家庭や学校以外に、「ここに居たい」と感じる場所（居場所）

「親せきや友だちの家」が46.0%と最も高く、次いで「『ここに居たい』と感じる居場所はない」が27.5%、「公園や自然の中で遊べる場所」が22.5%となっています。



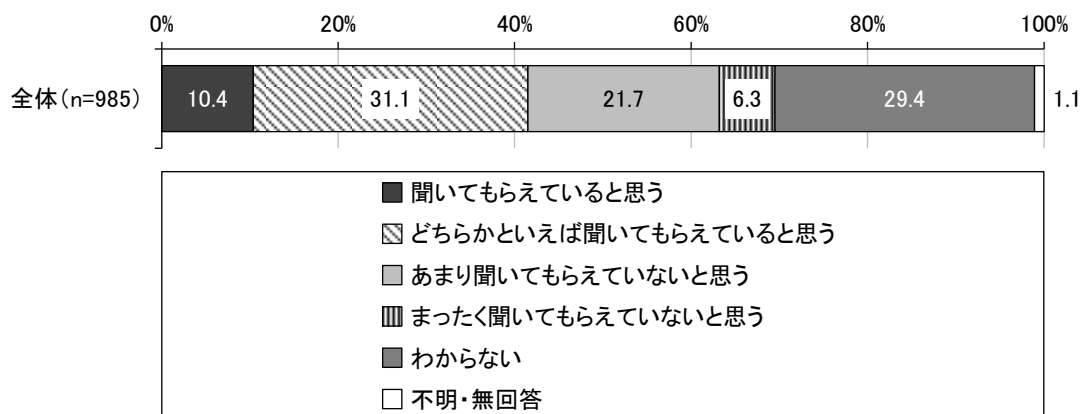
⑤ 地域活動の中で参加しているもの

地域活動の中で参加しているものについてみると、「特に参加しているものはない」が81.4%と最も高く、次いで「クラブチーム」が6.9%、「ボランティアグループ」が4.1%となっています。



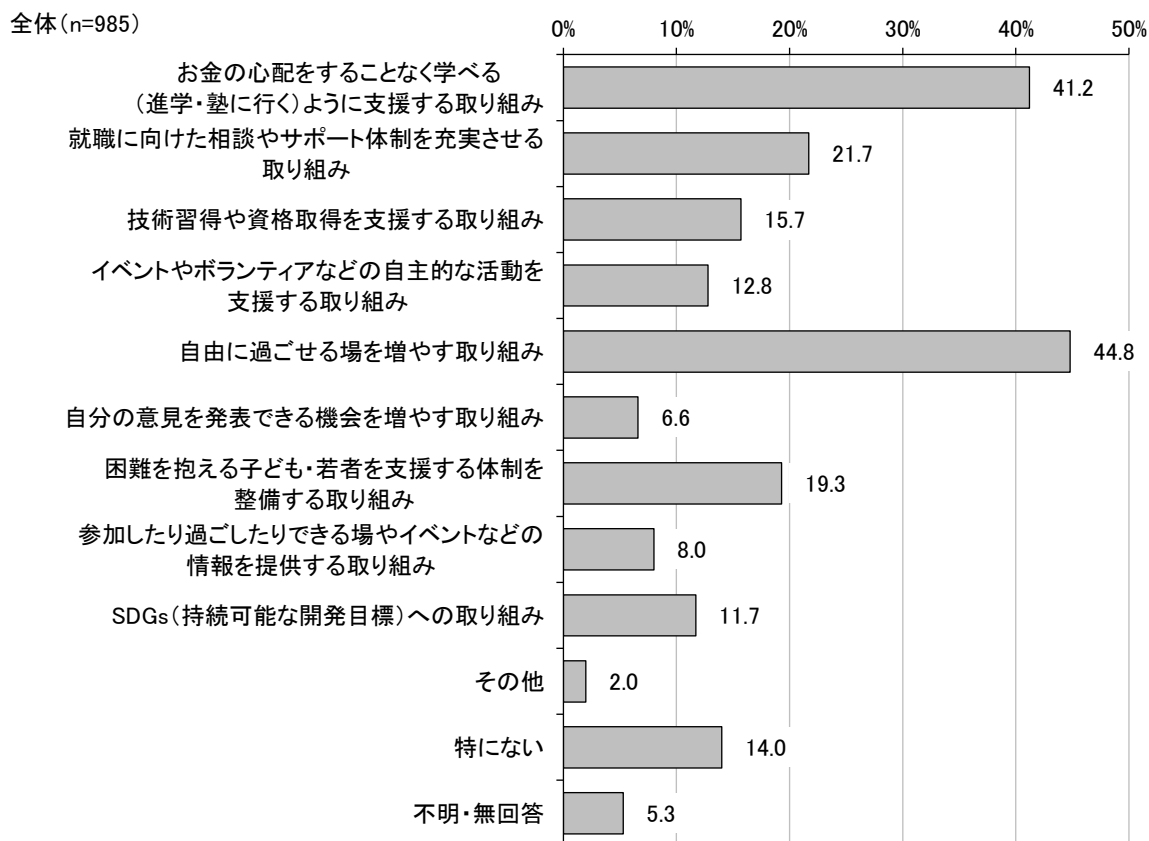
⑥ 八幡浜市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聞いてもらえているか

こども・若者の意見を聞いてもらえているかについてみると、「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」が31.1%と最も高く、次いで「わからない」が29.4%、「あまり聞いてもらえていないと思う」が21.7%となっています。



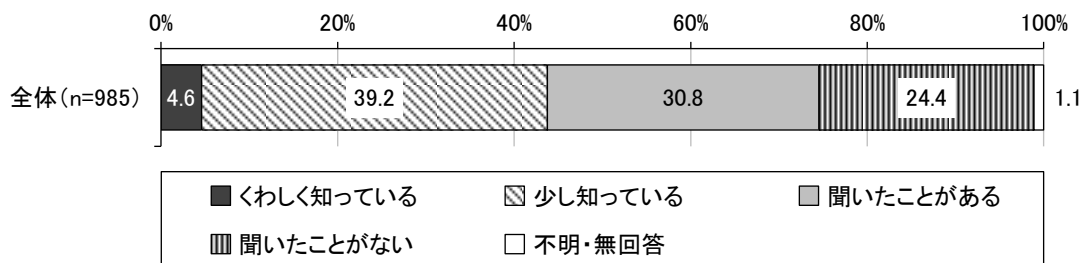
⑦ こども・若者のために、八幡浜市に必要な取り組み

こども・若者のために八幡浜市に必要な取り組みについてみると、「自由に過ごせる場を増やす取り組み」が44.8%と最も高く、次いで「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する取り組み」が41.2%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる取り組み」が21.7%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる取り組み」が21.7%となっています。



⑧ こどもの権利について

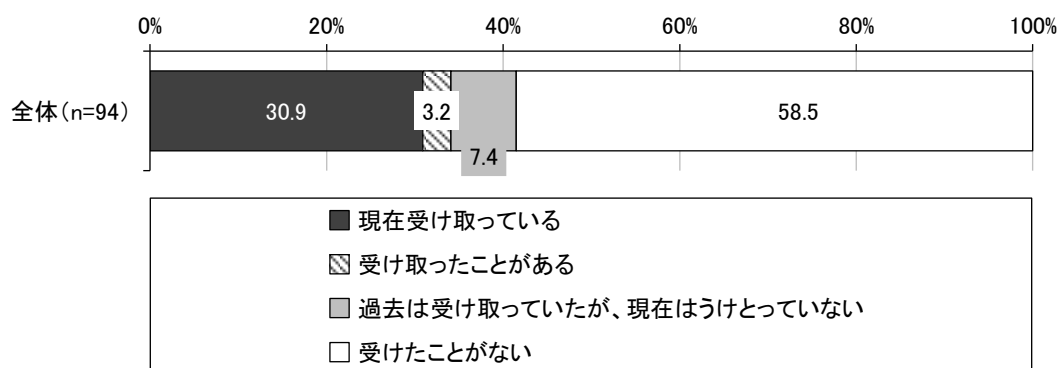
「こどもの権利」についての認知状況についてみると、「少し知っている」が39.2%と最も高く、次いで「聞いたことがある」が30.8%、「聞いたことがない」が24.4%となっています。



(5) ひとり親家庭に関するアンケート調査

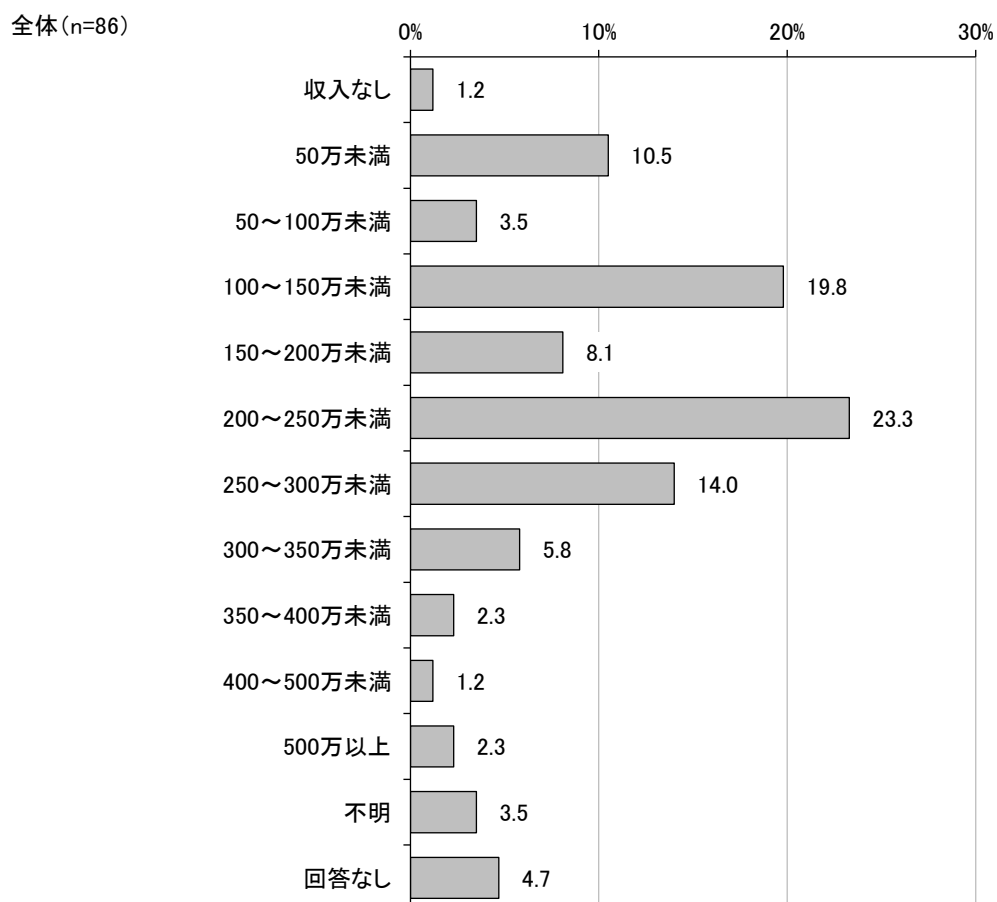
① 養育費の受け取り状況

養育費の受け取り状況については「受け取ったことがない」が58.5%と最も高く、次いで「現在受け取っている」が30.9%となっています。



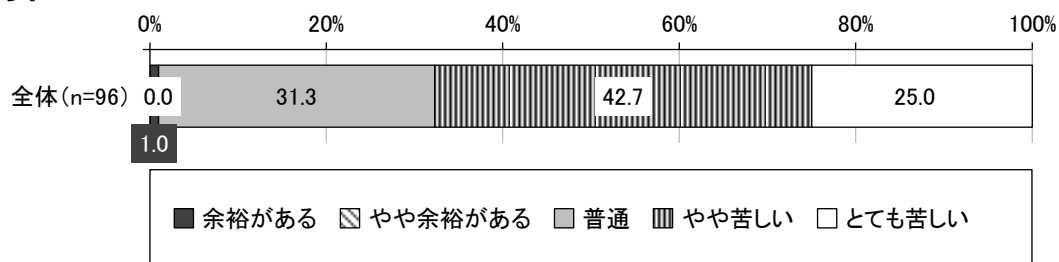
② 収入について

就労収入については「200万から250万未満」が23.3%と最も高くなっています。



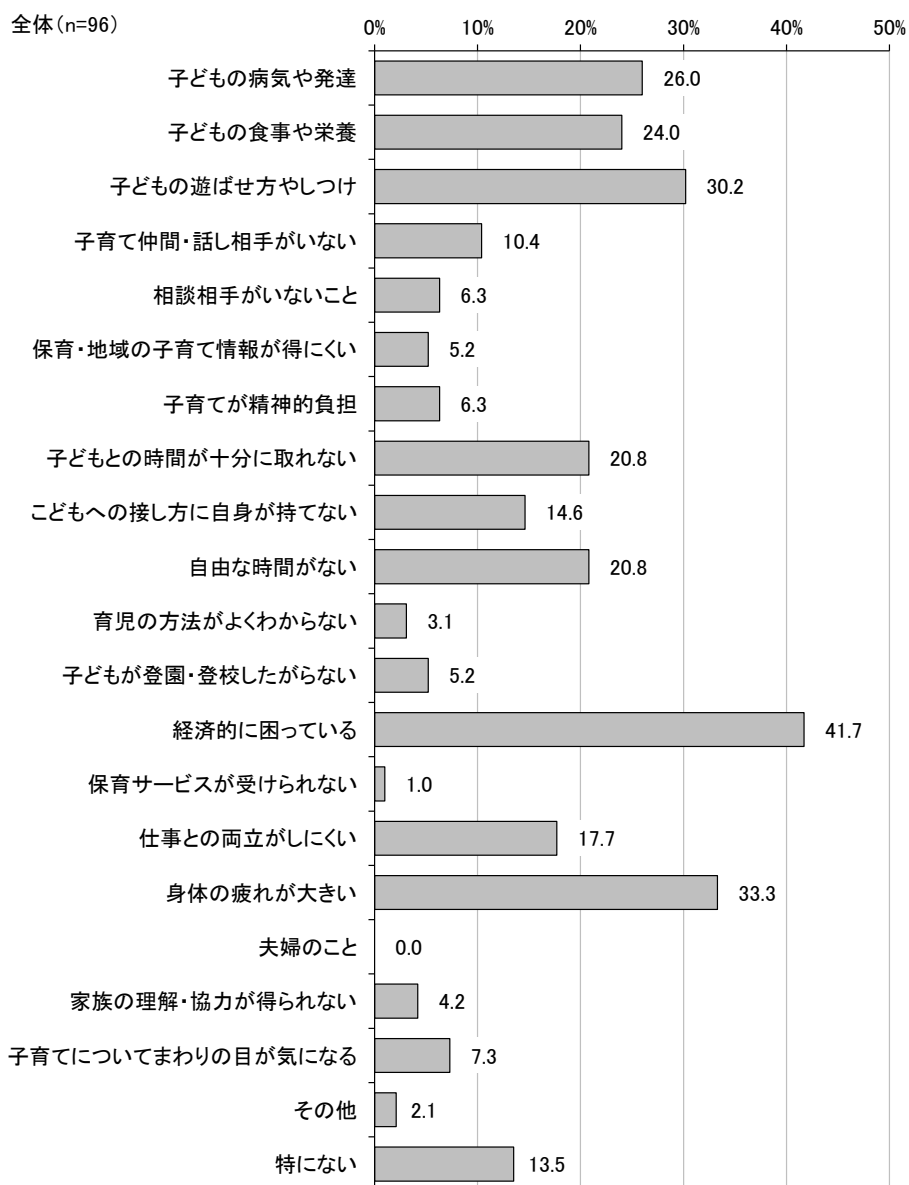
③ 家計の状況

家計の状況については「やや苦しい」が42.7%と最も高く、次いで「普通」が31.3%となっています。



④ 子育てに関して困ったことや悩み

子育てに関するの困り事や悩みについてみると、「経済的に困っている」が41.7%と最も高く、次いで「体の疲れが大きいこと」が33.3%、「子どもの遊ばせ方やしつけのこと」が30.2%となっています。



(6) アンケート調査から見えてきた現状と課題

① 安心して日常生活を送るための心身の健康づくり

子ども・子育て支援ニーズ調査では、配偶関係について「配偶者はいない」は就学前が 6.6%、小学生が 10.6%となっており、ひとり親の方が一定数存在しています。八幡浜市における子育ての環境や支援についての感じ方では、「ひとり親家庭の仕事と子育てへの両立の支援は十分だと思う」と答えた割合は小学生児童で 16.8%と前回調査より増えたものの、就学前児童（16.6%）も含め1割台にとどまっており、ひとり親家庭への支援が必要な状況となっています。また、中学生・高校生の意識や生活に関するアンケートでは、将来に対して不安を感じていることが「ある」が 63.5%となっており、親も子ども安心して身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るために基礎となる心身の健康維持・増進に取り組んでいくことが重要です。

② こども・子育て家庭を支える環境づくり

子ども・子育て支援ニーズ調査では、母親では「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が就学前で 32.3%、小学生で 41.4%と最も高く、父親では「フルタイム」が就学前で 89.6%、小学生で 85.2%となっており、共働きをしている家庭が多くなっています。就労に向けた様々な教育・保育事業や一時預かり等への利用ニーズもうかがえます。

今後、既存の子育て家庭に対する支援の充実と積極的な情報発信だけでなく、家庭での子育て力の向上に向け、地域での子育て支援など社会全体として取り組み、こどもがすくすくと育つことができる環境をつくっていくことが必要です。

③ こども・若者が自ら学び・チャレンジできる機会の充実

こどもの生活についての調査では、「自由に過ごせる場」や「お金の心配をすることなく学べるように支援する」意見が挙げられており、同様の意見が若者調査においても求められています。

変化が激しく、先行きを見通すのが難しい時代といわれている中、こども・若者が様々な学び・体験の機会を通して、自立と活躍の場を得ることが必要であり、そのためには地域・学校・行政等が一丸となってこども・若者の育成に関わるのが重要です。

④ 一人ひとりのこども・家庭に寄り添った支援の展開

ひとり親家庭についての調査では、子育て環境や生活に関することについて、不安感や負担を感じるかに関して「非常に感じる」、子育てに関して「経済的に困っている」「身体の疲れが大きい」と感じている割合が高くなっており、支援の声が挙がっています。

一人ひとりのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを等しく保障するため、本人や家庭の状況に応じ、早期に適切な支援へと結び付けていくことが必要です。

3 八幡浜市の子ども・子育て支援の課題及び方向性の整理

(1) 全てのこどもの幸せの視点

① こどもの権利の保障推進

- 少子化の更なる進行、児童虐待の相談対応件数や不登校児童など、こどもを取り巻く様々な課題が生じています。
- こども基本法の基本理念及びこども大綱の基本的方針にも、こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが示されています。
- 中学生・高校生のアンケート調査では、こどもの権利について「少し知っている」「聞いたことがある」の合計は約7割程度でしたが、「くわしく知っている」は1割以下にとどまっています。

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども・若者を権利の主体とし、多様な人格・個性を尊重するとともに、権利を保障し、現在とこれからの最善の利益を図るため、『子どもの権利の周知や認知度向上』が重要です。

② こどもの健やかな成長を支援する地域・環境づくり

- 「こどもの居場所づくりに関する指針」では、全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することが理念として掲げられています。
- 若者アンケート調査では、自分の居場所について、自分の部屋や家は「そう思う」が半数を超えているものの、学校や職場は2割以下となっています。
- 若者アンケート調査では、円滑に日常生活を送れなかった経験について、「今までに経験があった」と「どちらかといえば、あった」が半数近くとなっています。

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動を通して、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、地域・学校・行政等が一丸となって、『こどもの視点を尊重し、こどもと対話しながら、こどもにとっても住みやすいまちづくりを進めること』が重要です。

③ 若者の社会参画を支援する地域・環境づくり

- こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる』、『こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる』とされています。
- 中学生・高校生アンケート調査では、地域の行事への参加頻度は「全く参加していない」が8割台となっており、成長するにつれて、地域との関係性が希薄化する傾向がうかがえます。
- 若者アンケート調査では、若者世代の今後八幡浜市に必要な取り組みの上位は「お金の心配なく学べる支援」、「子どもや若者の居場所づくりの推進」となっています。

若者の主体的な社会参画に向け、『生活基盤の安定を図るとともに、若い世代の希望がかなえられるよう、社会全体で支えていくこと』が重要です。

(2) 子育て当事者の幸せの視点

① 安心して子どもを生み育てられる地域・環境づくり

- 社会環境の変化等を背景に、子育て家庭が抱える課題や困難が多様化、複合化しています。
- こども大綱では、「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすること」が重要事項として示されています。
- 令和6年の子ども・子育て支援法の改正では、児童手当の拡充や妊婦支援等ライフステージを通じた経済的支援の強化や共働き・共育での推進が盛り込まれています。
- 本市では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター「ぽかぽか」を設置し、取り組みを推進してきました。

安心して子どもを生み育てることができるよう、『子育て当事者に寄り添い、子育てに対する不安を受け止め、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制を構築すること』が重要です。

② こども・子育て家庭を支える地域・環境づくり

- 次世代育成支援対策推進法では、基本理念として「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」と掲げられています。
- 子ども・子育てアンケート調査では、母親・父親ともに就労している割合が高くなっており、就労に向けた様々な教育・保育事業や一時預かり等への利用ニーズもうかがえます。また、放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ」の利用ニーズも一定層挙がっています。

困難な状況にあるこども・子育て当事者も含めて、誰一人取り残すことなく、幸せな状態で成長できるよう『家庭状況や支援ニーズに応じて、きめ細かい支援を行うこと』が重要です。

(3) こどもや若者、子育て当事者等とともに進める視点

① 地域全体でともに進めるまちづくり

- 時代の変化に伴う課題ニーズの変化には「誰か」単体の力だけでは解決できず、関係機関や、民間団体等との協働・連携が欠かせません。
- 子ども・子育て支援法では、基本理念として「保護者が子育ての第一義的責任を有しつつ、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野の構成員がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合わなければならない」と掲げられています。
- こども大綱では、こども施策の共通基盤として「こども・若者・子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」「地域における包括的な支援体制の構築・強化」が掲げられています。
- こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つとして「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくこと」が掲げられています。
- 中学生・高校生のアンケート調査では、こども・若者の意見を聞いてもらえているかについてみると、「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」が 31.1%と最も高く、次いで「わからない」が 29.4%、「あまり聞いてもらえていないと思う」が 21.7%となっており、こどもの意見を聞く機械の創出が求められています。

こども等の意見聴取の取り組みを通じて、「当事者の意見や声を各施策に反映し、フィードバックしながら連携して進めていくこと」が必要です。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「第2期八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」において、「身近な自然や人とのふれあいの中で、子どもたちが豊かな心をはぐくみ、安心して子育てができるよう、地域で支え合うまちづくり」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

また、第2次八幡浜市総合計画では、めざすまちのすがたとして「過去に学び 現在を見つめ 共に創ろう 輝く未来」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国のめざす「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たなめざすすがたを設定します。

■これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念

身近な自然や人とのふれあいの中で、子どもたちが豊かな心をはぐくみ、安心して子育てができるよう、地域で支え合うまちづくり

■第2次八幡浜市総合計画におけるめざすまちのすがた

過去に学び 現在を見つめ 共に創ろう 輝く未来

国のこども大綱におけるめざす社会のすがた

こどもまんなか社会
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

すべてのこども・子育て当事者が身体的・精神的・社会的
に幸福な生活を送ることができるまちづくり

2 基本視点

基本理念の実現に向け、以下の3つの視点を基本としながら、計画を推進します。

（１）全てのこどもの幸せの視点

全てのこどもが、生まれ育った環境に左右されず、現在から将来にわたり夢を持ち、心身ともに健やかに成長していけるよう、こどもの権利を保障するとともに、地域全体でこどもの育ちを見守る『こどもにやさしいまち』を目指します。

（２）子育て当事者の幸せの視点

子育て当事者が、子育てに夢を持ち、喜びを実感できるよう、安心してこどもを生み育てられる社会環境の整備に努めるとともに、子育て当事者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることで、自己肯定感とゆとりを持ってこどもと向き合えるよう、地域全体で子育て家庭を支える『子育てにやさしいまち』を目指します。

（３）こどもや若者、子育て当事者等とともに進める視点

こどもにとって最も良いことを第一に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや、子育て当事者、地域における子育て支援活動団体の方などの声や意見をしっかりと聴きながら政策への反映につなげ、『ともに進めていくまち』を目指します。

3 施策の体系

基本理念

すべての子ども・子育て当事者が身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができるまちづくり

<目 標>

**1 子どもの権利を保障し、子どもの
健やかな成長を支援する
(子どもの権利があたりまえのまち)**

<取り組みの方向性>

- 1 子どもの権利の理解促進
- 2 子どもの意見表明・参加の促進
- 3 子どもの居場所・活動・体験の充実
- 4 子どもの権利の侵害の防止・相談支援

**2 子育てに対する不安を受け止め、
安心して子どもを生み育てられる
子育て環境を整備する**

- 1 母子の健康の確保及び増進
- 2 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援
- 3 生活に困難を抱える子育て家庭への支援
- 4 子どもの発達支援・療育体制の充実

**3 子どもと子育て家庭を支える教育・
保育環境を整備する**

- 1 幼児教育・保育の充実
- 2 多様な保育サービスの充実
- 3 学校教育・社会教育・学習支援の充実
- 4 安全対策の推進
- 5 家庭における子育てする力の向上

**4 若者の社会参画を支援し、住み続
けたい、子育てしたいと思えるまち
づくりを推進する**

- 1 若者の居場所・活動社会参画の充実
- 2 結婚を希望する若者への支援
- 3 若者の課題解決に向けた相談支援

**5 地域資源を最大限活用し、子ども・
若者の健やかな成長を地域全体で
支援する**

- 1 包括的な支援体制の構築
- 2 地域における子育て支援活動の推進
- 3 地域連携体制の強化

第4章 施策の展開

目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援する (こどもの権利があたりまえのまち)

取組の方向性1 こどもの権利の理解促進

現状と課題

- 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和5年4月1日に施行されました。さらにこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てする保護者等を支援し、後押しする社会をつくっていく必要がありますが、令和5年度に本市で実施したアンケート調査によれば、「こどもの権利」の認知度は内容まで詳しく知っている割合がごくわずかであり、「聞いたことがない」と回答する割合が中学生では4割、高校生では約1割を占めるなど、まだ十分にその内容が周知されていません。

方向性

- こどもも含めた市民一人ひとりが条約や条例の趣旨について理解を深めることができるよう、様々な機会や媒体を活用しながら、効果的な広報や、普及啓発に取り組みます。
- 家庭や学校、地域などのあらゆる場面においてこどもの権利が保障されるよう、こどもやこどもに関わる大人に向けたこどもの権利について触れ、考える機会の創出に努めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
こどもの権利の認知度 (「くわしく知っている」、「少し知っている」中学生・高校生の割合)	中学生:30.2% 高校生:52.9%	中学生:40.0% 高校生:60.0%
こどもの権利の啓発回数	0回	2回

主な取り組み 1 こども・若者へのこども基本法の周知

- ・人権擁護委員会などの関係機関・団体との連携による啓発や学校における人権教育等を通じ、こども・若者の権利について学ぶ機会を充実します。

具体的事業

- ・人権教育を通じた子どもの権利についての周知

主な取り組み 2 こども基本法やこどもの権利に関する社会気運の醸成

- ・「八幡浜市こども計画」や国等のリーフレットを用い、市民が身近な場で「こども基本法」やこどもの権利に関する情報を得ることができるようにします。また、「こどもまんなかアクション」として位置付けている様々なこども施策について、各種啓発を行います。

具体的事業

- ・こどもまんなかアクションの発信
- ・子どもの権利月間を通じた啓発

取組の方向性 2 こどもの意見表明・参加の促進

現状と課題

- 「こども基本法の施行に伴い、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指した「こども大綱」が閣議決定され、これまで以上に、こども等の声や意見・視点を踏まえた施策の推進が求められています。

方向性

- こども基本法第 11 条に基づき、こども施策に対するこども等の意見反映に向けて、こども等の意見を聴く取組の継続実施を目指します。
- 全てのこどもが様々な方法で多様な意見を表明できる環境づくりを推進し、意見を十分に聴き、施策等に反映することで、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性の向上を目指します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和 11 年度)
「今の自分が好きだ」と思う中学生・高校生の割合 (「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」割合)	中学生:63.2% 高校生:67.5%	中学生:70.0% 高校生:70.0%
あなたは、八幡浜市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思いますか。(「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」割合)	中学生:45.6% 高校生:38.6%	中学生:50.0% 高校生:50.0%

主な取組 1 こども等の意見を聴く機会の確保と市政への反映

- ・こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知するとともに、こども等の意見を聴く機会の確保をし、市政への反映について検討します。

具体的事業	・子どもの権利月間を通じた啓発 ・子どもの意見を反映した施設整備や市政への反映
-------	--

取組の方向性3 こどもの居場所・活動・体験の充実

現状と課題

- 「こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化しており、孤独・孤立の解消や地域コミュニティの再生などの役割が期待される、こどもの居場所への注目が高まっています。
- こどもにとって、安全で安心して過ごせる居場所を多く持ち多様な活動や遊びに接することは、自己肯定感や主体性を高めることにつながるとされています。アンケート調査では、家や学校以外に「ここに居たい」と感じる居場所がないと回答した割合は、中学生では約2割、高校生では約3割となっており、こどもまんなかの視点で居場所づくりを拡充することが求められています。

方向性

- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動を通して、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、こどもの声や意見を聴きながら、地域・学校・行政等が一丸となって、こどもの居場所づくりを推進します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
家や学校以外に「ここに居たい」と感じる居場所がないと回答したこどもの割合	中学生:23.2% 高校生:30.7%	中学生:20.0% 高校生:25.0%

主な取組1 こどもの遊び場や交流機会の創出

- ・児童遊園の維持・管理や子育て支援センター・児童センターの運営、地域における広場の管理・運営費の助成、自然体験・職業体験等の機会の提供等を通じて、こども・若者等の遊びや体験の場を創出します。
- ・地域住民が主体となり、こどもの遊び場や交流機会の場を創出している地域活動に対して支援を行い、地域資源を生かした遊びや体験の機会の充実を図ります。

具体的事業	・児童遊園の維持管理 ・子育て支援センター ・児童センター
-------	-------------------------------------

主な取組2 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

- ・子育て支援センターや児童センターなどにおいて、こども・若者や子育て中の保護者等が安全に安心して過ごせる居場所となるよう、充実を図るとともに、こども食堂などの地域における多様な居場所づくりを促進します。

具体的事業	・子育て支援センター ・児童センター ・子ども食堂に対する支援 ・放課後等の居場所に対する支援事業
-------	--

主な取組3 いじめ対策の強化

- ・いじめを社会全体の問題としてとらえ、いじめ状況調査の実施を通じた早期発見や早期対応、行政・学校・家庭・地域が協力した、いじめの未然防止対策等を推進します。
- ・いじめに関連する事案に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携による対応や警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組みます。

具体的事業	・いじめ対策委員会 ・いじめ状況調査・不登校調査の集約 ・スクールソーシャルワーカーとの連携
-------	--

主な取組4 不登校児童生徒への支援の強化

- ・不登校は、どの児童生徒にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒が「心の居場所」を実感できるよう配慮しながら支援を行います。今後の必要性に応じて、各中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置等も検討しながら、不登校児童生徒から話を聞く機会づくり、家庭訪問等を通じ、学校と保護者が連携し支援を進めます。
- ・不登校児童生徒の安心できる居場所となるよう、通室している児童生徒の主体性を重視し、社会的自立を促すことができる支援を行います。

具体的事業	・スクールソーシャルワーカーとの連携（再掲） ・適応指導教室の運営
-------	--

取組の方向性 4 こどもの権利の侵害の防止・相談支援

現状と課題

- 児童虐待やヤングケアラー、こどもの貧困、障害、アレルギーなど、こども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、様々な状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取組に反映させていく必要があります。
- こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学機会など、様々な側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。八幡浜市で暮らすこども・若者が、生まれ育った環境によってその未来が閉ざされてしまうことがないように、貧困対策に取り組んでいく必要があります。

方向性

- 「こどもの権利が守られているか」という視点に立ち、関係者や周囲の大人等が、こどもの「声なき声」やこどもの変化に気づき、見守り支えることができる体制の強化、こどもが安心してSOSを発信できる環境づくりを推進します。
- 市町村・民間団体・地域等多様な主体が連携しながら、早期にその特性や支援ニーズに応じた適切な支援体制の構築を目指します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
ふだんから地域の人に見守られていると感じる割合 (「とても感じる」と回答したこどもの割合)	中学生:23.7% 高校生:16.3%	中学生:30% 高校生:25%
こどもの権利が大切にされていると感じる割合 (「とても大切にされていると思う」と回答したこどもの割合)	中学生:27.0% 高校生:19.3%	中学生:35% 高校生:25%

主な取組1 包括的な支援体制の強化と連携による虐待予防や早期発見

- ・福祉、教育、保健、医療、警察、司法などの関係機関・団体による要保護児童対策地域協議会と連携・情報共有しながら、要保護児童対策事業の進行管理を行うとともに、市民への啓発などを行います。
- ・こども園、保育所、幼稚園や療育等の現場の連携のもと、気になる事案や保護者の育児不安等に関する相談等について関係機関と迅速に情報共有することで虐待等の早期発見と早期対応を進めます。

具体的事業	・要保護児童対策事業 ・要保護児童対策地域協議会
-------	---

目標2 子育てに対する不安を受け止め、安心してこどもを生み育てられる子育て環境を整備する

取組の方向性1 母子の健康の確保及び増進

現状と課題

- 妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近な存在として相談に応じ、母子の健康状態を把握するとともに、関係機関と情報を共有しながら、必要な支援等につなぐ体制の構築に努めています。
- アンケート調査では、学校以外のふだんの生活で悩んでいることについて、「自分の健康のこと」と回答した割合が中学生・高校生ともに1割程度となっており、こどもの頃から正しい生活習慣を身につけることが生活習慣病の予防にもつながることから、検診受診率向上及び各種教室への参加促進に努める必要があります。

施策の方針

- 妊娠期から学童期にかけての各種健診の充実により、母子及び児童生徒の健康状態の把握と、疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。
- 各種相談・教室等を通じてこどもの発達段階に応じた発達・発育育児に関する知識・技術の習得を支援し、こどもの健康づくりを推進します。
- 関係機関と連携しながら、安心して出産ができ、急病時等に受診できる医療体制の確保を図ります。

目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
妊婦健康診査受診率	104.7%	100%
虫歯のない3歳児の割合	89.7%	95.0%
妊婦歯科検診受診率	68.0%	75.0%

主な取組1 母子保健の充実

- ・母子健康手帳交付時から妊娠中の相談支援、出産後の各種支援事業の提供や働きかけを行い、妊娠期から出産、産後まで一貫した切れ目のない支援を実施します。

具体的事業	・母子保健事業
-------	---------

主な取組2 性や妊娠に関する正しい知識の定着と特定妊婦への切れ目ない支援

- ・特定妊婦を含む、困難な課題を抱える女性を早期に適切な支援につなげられるよう、県等と連携して包括的・継続的に支援できる体制をつくるとともに支援窓口の周知を図ります。
- ・こども・若者が妊娠・出産や性に関する正しい知識を身につけることができるよう、健康教育の実施や情報発信等を行います。また、こども・若者が性に関する悩みを一人で抱え込むことがないよう、相談窓口の周知を進めます。

具体的事業	・困難を抱える女性に関する支援 ・子育て世帯訪問支援事業 ・養育支援訪問事業 ・思春期保健事業
-------	--

主な取組3 産後ケア事業の提供と産前産後の支援の充実

- ・出産後1年未満の産婦と乳児を対象に、産後の休養や心身のケアを目的として宿泊、日帰り訪問の各プランで産後ケアを実施します。

具体的事業	・産後ケア事業
-------	---

主な取組4 乳幼児健診等の推進

- ・成長発達の確認や異常の早期発見・早期治療、育児不安の軽減、虐待予防を目的に、多職種連携のもと定期的に集団健診を実施します。健診を通じ、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援や様々な事業へつなぎます。

具体的事業	・乳幼児集団健診 ・乳幼児健診事後フォロー
-------	--

取組の方向性2 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援

現状と課題

- アンケート調査では、保護者が子育てをする上で特に負担に思うこととして、就学前保護者・小学生保護者ともに「子どもの遊ばせ方やしつけのこと」、「子どもの病気や発達のこと」が上位となっており、ゆとりを持って子どもと向きあえるよう、経済的負担の軽減と併せて精神的負担の軽減につながる取組を推進していく必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、子ども家庭センターにて、各種取組を推進しています。

施策の方針

- 誰一人取り残さず、抱える不安を取り除くため、子ども家庭センターを中心に妊産婦、子育て世帯への妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援体制を充実させ、総合的な相談支援体制の強化を図ることで、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行います。
- 親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援の充実を図ります。

指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
地域における子育ての環境や支援への満足度について「満足度が高い」とする割合(「満足度が高い」保護者の割合)	就学前保護者:5.1% 小学生保護者:3.9%	就学前保護者:10.0% 小学生保護者:10.0%
家庭児童相談員による相談指導件数	23 件	30 件

主な取組1 子ども家庭センターにおける切れ目ない継続的な支援

- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う子ども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を行います。

具体的事業	・合同ケース会議の実施 ・保健福祉総合システムの共有 ・伴走型相談支援事業
-------	---

取組の方向性 3 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

現状と課題

- 生活に困難を抱えるほど、精神的な余裕が少なくなり、体験格差も生じやすくなることから、経済的支援等の充実を図る必要があります。
- アンケート調査では、ひとり親世帯の家計の状況について「とても苦しい」と回答した割合が2割以上と子育て世帯全体を対象としたアンケートでの回答した割合より高くなっており、貧困の連鎖を解消するための取組が求められています。

施策の方針

- 子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるように、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図り、子育てにおける困りごとの要因となっている、子育て費用等に対する支援の充実に努めます。
- 多様な主体が連携しながら、困難な状況にあるこども、子育て世帯を誰一人取り残さず、早期にその特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
子育てに関して困ったこと、悩んでいることについて (「特に気になることはない」とする割合)	就学前保護者: 13.4% 小学生保護者: 20.4% ひとり親: 13.5%	就学前保護者: 20.0% 小学生保護者: 25.0% ひとり親: 20.0%
養育費を受給している割合	30.9%	40.0%

主な取組1 連携による教育支援の推進

- ・スクールソーシャルワーカーとの連携を強化し、児童生徒や保護者との連絡等を行ったり、関係機関との連携を図ったりしながら、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。

具体的事業	・要保護児童対策事業（再掲） ・スクールソーシャルワーカーとの連携（再掲）
-------	--

主な取組2 保護者の就労や経済支援の推進

- ・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当等を支給します。
- ・貧困の連鎖を断ち切るため、生活に困窮する子育て世帯の保護者に対し、短期有期ではない定職、所得の増大につながる就労支援を実施します。

具体的事業	・児童扶養手当等の支給 ・自立相談支援事業 ・愛顔の子育て応援事業
-------	---

主な取組3 就学援助、修学支援による教育費負担の軽減

- ・経済的な理由により就学が困難な児童生徒または就学予定者の保護者に対し、小中学校に係る学用品等の費用を援助します。

具体的事業	・就学援助費の支給 ・八幡浜市奨学金
-------	-----------------------

主な取組4 ひとり親に対する支援

- ・ひとり親家庭の保護者に対し、就職に有利な資格取得と経済的自立のための支援制度を案内し、専門機関との連携を図った支援を行います。また、養育費の確保に向けた取り組みを行います。

具体的事業	・ひとり親の資格取得支援 ・養育費の確保に向けた取り組み
-------	---------------------------------

主な取組5 こどもの貧困に対する社会の理解促進

- ・国等のリーフレットやこども基本法の趣旨に基づく「八幡浜市こども計画」の周知、市公式SNS等を活用して広く情報発信することで、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

具体的事業	・「八幡浜市こども計画」の周知事業
-------	-------------------

取組の方向性 4 こどもの発達支援・療育体制の充実

現状と課題

- こども大綱では、障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの機能強化など、支援体制の強化や障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進が求められています。
- 保健事業等と連携し、障がいの早期発見・早期支援を促すために、臨床心理士等による発達（療育）相談・相談・訓練を行っており、利用者が多いことから、体制を充実していく必要があります。
- 発達支援や早期療育の認知が深まったことにより、児童発達支援や放課後等デイサービスを始めとする障がい福祉サービスの利用が増加しており、サービスの充実を図っていますが、重症心身障害児、医療的ケア児へのサービス提供体制の確保が課題となっています。

施策の方針

- 保健事業等と連携し、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、地域における障がい児の支援体制を強化しながら、適切な支援・サービスにつなげます。
- 一人ひとりの将来を見据え、こどもたちの個性と能力を最大限に伸ばすために、専門機関等との連携の下で、早い段階から特性や発達段階に応じたきめ細かな一貫した教育的支援の充実を図ります。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
児童発達支援利用者数	39 人	45 人

主な取組 1 特別な支援や配慮を必要とするこどもを含めた支援

- ・児童発達支援事業において、障がいのあるこどもが日常生活に必要な事柄や社会性を身につけられるよう個別的・集団的療育支援を行います。また、専門職を保育施設等に派遣し、助言等を行うことで、保育士・保育教諭、幼稚園教諭等の支援技術の向上を支援します。
- ・認定こども園、保育所、幼稚園において、障がいのあるこどもや外国籍のこども等、特別な支援や配慮を必要とするこどもの健やかな成長を支えていけるよう、研修等の充実や支援体制の整備を行います。

具体的事業	・訪問相談 ・児童発達支援事業 ・保育所等訪問支援事業 ・障がい児支援研修の実施
-------	---

目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する

取組の方向性1 幼児教育・保育の充実

現状と課題

- こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期である乳幼児期及び幼児期において、安定した愛着形成及びこどもの成長の保障と遊びの充実を図ることが求められています。
- 本市の出生数は年々減少傾向にあります。共働き世帯の増加等により、幼稚園、保育所、認定こども園の利用が増加しており、本市におけるこどもが学ぶ土台づくりの推進や学童期への丁寧な接続が必要となっています。

施策の方針

- こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う最も重要な時期であることを認識し、こどもの成長の保障と遊びの充実を図るため、本市の地域資源を最大限に活用しながら特色ある教育・保育を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
①子育てを楽しんでいる人の割合	就学前保護者： 84.0% 小学生保護者： 75.2%	就学前保護者： 90.0% 小学生保護者： 80.0%
②子育ての相談体制や情報提供体制が整備されていると感じる人の割合	就学前保護者： 37.0% 小学生保護者： 23.6%	就学前保護者： 45.0% 小学生保護者： 35.0%

主な取組1 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

- ・幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小連携研修会や幼保小連絡会を開催します。
- ・認定こども園、保育所、幼稚園から小学校、中学校への各段階の環境変化に対応し、こどもが学校生活に適應できるよう、円滑な接続を進めて行くために園、学校間の相談事業を実施し、連携を強化します。

具体的事業	・幼保小連携研修会 ・幼保小連絡会 ・就園から中学校卒業までの園・学校間の連携
-------	---

主な取組2 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保に向け、合同就職説明会や職業体験の機会の提供等を行います。また、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等向けの講義や公開保育・研究協議等の研修を実施し、資質の向上を図ります。

具体的事業	・各種研修の実施 ・保育士・保育教諭職の採用の増員
-------	------------------------------

取組の方向性 2 多様な保育サービスの充実

現状と課題

- アンケート調査では、母親のフルタイムへの転換や就労意向が一定数あり、就労に向けた様々な教育・保育事業や一時預かり等への利用ニーズが高まっていることが伺えます。
- 母親の就業率の上昇等の状況を踏まえ、適切な保育サービスを提供するために、保育士の確保に取り組む必要があります。

施策の方針

- 様々な勤務形態や働き方に対応し、仕事と子育ての両立を支援するためのきめ細かな保育サービスの充実を図ります。
- 保育ニーズに応じた保育提供体制の充実を図り、待機児童の解消に努めます。また、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
①多様な子育て支援サービスが充実していると感じる割合(「はい」と回答する割合)	就学前保護者: 30.0% 小学生保護者: 21.6%	就学前保護者: 40.0% 小学生保護者: 30.0%
②障がい児に対する支援は充実していると感じる割合(「はい」と回答する割合)	就学前保護者: 15.7% 小学生保護者: 19.6%	就学前保護者: 20.0% 小学生保護者: 25.0%

主な取組 1 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点などでの支援の充実

- ・「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」に則り、すべての家庭を支える地域的な支援、「子どもが主人公」の基本的な考え方に基づき子育て支援拠点事業を充実します。
- ・安定的な子育てサービスの体制確保に向け、認定こども園、保育所、幼稚園における教育・保育の受け皿の確保を行うことで、継続してサービスを提供します。また、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施に向けて体制を整備します。

具体的事業	・地域子育て支援拠点 ・保育所等地域活動事業 ・子ども誰でも通園制度
-------	--

取組の方向性 3 学校教育・社会教育・学習支援の充実

現状と課題

- 学童期・思春期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期でもあります。こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育や成年年齢を迎える前に必要となる知識についての情報提供や教育などが求められています。

施策の方針

- 家庭や学校保健と連携し、飲酒・喫煙や薬物の有害性、インターネット・SNS に潜むリスク等についての基礎知識の普及と意識啓発を図り、思春期の心身の健康づくりと、命を大切に、相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。
- 家庭環境や経済的状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけるための支援の充実を図ります。

指標と目標値

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①健康に過ごすために、授業で学んだことや保健の先生などに教えられたことを普段の生活に役立てていますか(全国学力・学習状況調査)	小学校 89.2% 中学校 68.2%	小学校 95.0% 中学校 80.0%
②わからないことや詳しく知りたくなったことを、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか(全国学力・学習状況調査)	小学校 82.1% 中学校 74.7%	小学校 90.0% 中学校 85.0%

主な取組1 デートDVに関する対策の推進

- ・学校を通じて生徒にデートDVに関するリーフレット等を配布し、若い世代に知識の普及を進めるとともに未然防止を図ります。

具体的事業	・DV防止に関する啓発
-------	-------------

主な取組2 こども・若者の非行防止と自立支援

- ・警察と市教育委員会との連携により、早期の情報共有等を行うことでこども・若者が関わる犯罪の早期解決を図ります。
- ・各小学校、中学校、高等学校にて組織している健全育成会の活動を支援し、地域のこども・若者に関する情報連携や支援体制の充実を図ることでこども・若者の非行防止や健全育成を進めます。

具体的事業	・学校警察連携制度 ・社会を明るくする運動 ・薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動 ・児童生徒をまもり育てる協議会
-------	---

主な取組③ 基本的な生活習慣や道徳・モラル等の定着

- 日々の生活や友達、身近な大人との関わりの中で基本的な生活習慣を身につけるとともに、社会性や思いやりの心などを育むことができるよう、家庭や地域等との連携のもとで取組を進めます。

具体的事業	・中高生による実習職場体験 ・食育教室
-------	------------------------

取組の方向性 4 安全対策の推進

現状と課題

- 全国各地で地震や台風、大雨等の自然災害が多発しており、被害を最小限に抑えるための防災・減災対策を強化していく必要があります。また、こどもが巻き込まれる交通事故や犯罪被害が発生しており、安全に対する関心が高まり、こどもたちを守るための対策強化が求められています。

施策の方針

- 災害時のこどもたちの安全を確保するため、過去の自然災害を教訓とした防災教育の充実を図ります。
- 交通安全施設等の整備やこどもの交通安全・防犯意識の高揚、こども自らが自身の安全を守るための対策促進を図るとともに、地域ぐるみでこどもを見守るための活動の活性化を図ります。
- 施設の耐震改修、大規模改修を進めていき、子どもにとって安心・安全な居場所づくりに努めます。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
犯罪被害にあう事の少ない安全なまちだと思う人の割合(「はい」と回答する割合)	就学前保護者: 60.0% 小学生保護者: 59.1%	就学前保護者: 65.0% 小学生保護者: 65.0%

主な取組 1 有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等の推進

- ・こどもの生命・尊厳・安全を脅かす各種の犯罪被害や交通事故等の未然防止に向け、各種啓発活動を推進するとともに防犯・交通安全情報を提供します。
- ・建物の防災強化を図り、こどもの保育する時間の安全を確保します。

具体的事業	・交通安全教室、防犯教室などによる啓発活動 ・防犯・交通安全情報の提供 ・防災・安全指導 ・建物の耐震改修、大規模改修、新築移転
-------	---

取組の方向性 5 家庭における子育てする力の向上

現状と課題

- 女性の就業率の上昇や共働き世帯が増加に伴い、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、仕事と子育ての両立を支援していくことが重要です。
- 核家族化や少子化の進行、共働き世帯の増加など、子育て環境が大きく変化していることで、子育て世帯の抱える悩みや課題は多様化・複雑化しています。

施策の方針

- 様々な機会を通じて、こどもの成長や子育てに関する知識や技術の習得、子育てに関する情報交換等ができるための支援を行うとともに、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことの重要性を啓発していくことで、家庭における子育てする力の向上を図ります。
- 子どもたちが安心して生活できる環境を整えられるよう、家族や地域、関係者が子育てをともに考え、地域全体が参画し、子育てを見守り、支える機運の醸成を図ります。

主な取組1 男女ともに働きやすい環境の整備

- ・セミナーの実施や国等のチラシ配布を通じて、女性と男性がともにキャリアアップと子育てが両立できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を促進します。

具体的事業

- ・家事・育児等のシェアに関する啓発
- ・ワーク・ライフ・バランスセミナー

主な取組2 共働き・共育て

- ・様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進めます。
- ・子育てを地域社会全体で支援する社会をつくるため、国や県、市の実施する共働き・共育ての取組を発信します。
- ・家庭において夫婦が相互に協力し合って育児ができるよう、子育てについて学ぶことができる機会を提供します。

具体的事業

- ・共働き・共育ての取組の発信
- ・男女共同参画に関する学習機会の提供
- ・公民館講座

目標4 若者の社会参画を支援し、住み続けたい、子育てしたいと思えるまちづくりを推進する

取組の方向性1 若者の居場所・活動社会参画の充実

現状と課題

- アンケート調査の自分の居場所だと感じるかについて、自分の部屋や家は「そう思う」が6割を超えている一方、学校や職場は2割以下となっています。
- 若い世代が自由に意見を表明し、発信できる取組をさらに進め、主体的に活動し、交流できる機会や健全な居場所を確保していく必要があります。

施策の方針

- 若者世代を対象とした事業や取組を実施し、意見や考えを述べ社会づくりに参画できる機会の確保に努めるとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども等の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに「住み続けたいと思えるまちづくり」を推進します。
- 若者世代等の活動・交流の拠点となる居場所づくりに向けた検討を行います。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
自分の部屋や家以外を居場所だと感じている割合 (「そう思う」若者の割合)	学校:19.6% 職場:14.1% 地域:22.8% インターネット空間: 31.3%	学校:25.0% 職場:25.0% 地域:25.0% インターネット空間: 35.0%
あなたは、地域の活動や行事にどの程度参加していますか。(「よく参加している」「ときどき参加している」と回答した割合)	46.8%	50.0%
あなたは、八幡浜市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思いますか。(「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」回答した割合)	中学生:45.6% 高校生:38.6%	中学生:50.0% 高校生:50.0%

主な取組1 主権者教育の推進

- ・こどもや若者が地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身につけることができるよう、市政や市議会等について理解を深めることができる機会の提供を通じ、主権者教育を推進します。

具体的事業	・子ども議会の開催 ・若者が自由に意見を述べるができる協議会づくり
-------	--

取組の方向性 2 結婚を希望する若者への支援

現状と課題

- 本市では、婚姻件数が減少傾向にあります。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提としながら、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み育てたいと望んだ場合に、希望を実現するため、社会全体で支えていく必要があります。

施策の方針

- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る事業や新婚世代への経済支援を行います。
- 仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍できるよう、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
①結婚を地域に応援されていると感じていますか (結婚新生活支援事業申請者アンケート)	83.0%	90.0%
②男女にかかわらず子育てがしやすい環境だと感じている人の割合(「はい」と回答する割合)	就学前保護者: 39.8% 小学生保護者: 34.6%	就学前保護者: 40.0% 小学生保護者: 40.0%

主な取組 1 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援

- 出生数の増加に寄与する若年層へのアプローチを積極的に推進し、結婚や出産に前向きになるよう意識醸成を図るとともに、各種支援の提供を行います。

具体的事業	・結婚新生活支援事業 ・家事・育児等のシェアに関する啓発
-------	---------------------------------

主な取組 2 結婚を希望する人への支援

- 結婚を希望する若年層が主体的に行動できるように、各種イベントや出会いの場の提供を行います。

具体的事業	・やわたはま婚活サポート事業補助金 ・愛結び事業 ・独身者対象の出会いイベントの実施
-------	--

取組の方向性 3 若者の課題解決に向けた相談支援

現状と課題

- アンケート調査では、円滑に日常生活を送れなかった経験について「今までに経験があった」と「どちらかといえばあった」が半数近くとなっています。また、若者世代の「今後八幡浜市に必要な取り組み」の上位は、「お金の心配なく学べる支援」、「自由に過ごせる場を増やす取り組み」となっており、困難や生きづらさを抱えている若者が、気軽に相談できる体制づくりが求められています。

施策の方針

- 若者世代の希望を叶えられるよう、様々な機会・手段を通して、必要な情報を発信します。
- 若者世代が自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができるよう、若者の相談支援体制の構築について検討します。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
①円滑に日常生活を送れなかった経験のある割合 (「今までに経験があった」「どちらかといえばあった」若者の割合)	46.7%	40%
②自分には自分らしさがあると感じている割合 (「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」若者の割合)	83.3%	85%
③自分の将来に明るい希望があると感じている割合 (「希望がある」「どちらかといえば希望がある」若者の割合)	68.7%	75%

主な取組1 学校中退後の就労支援や復学・就学のための取組

- 一定期間無業状態にある若者及び困難を抱える若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行うための組織づくりを検討します。

主な取組2 将来に希望を感じられるような魅力的な仕事の創造

- 金融機関等と連携し、既存企業・事業所の競争力強化や次世代産業の創出を促進します。また、若者の感性や視点を生かした創業が活発化するような環境づくりを行うとともに、利活用可能な空き家等を貸しオフィスや創業に活用するなどの有効利用を図ります。

具体的事業	・創業支援事業補助金 ・空き家等を活用した起業家向け貸しオフィスの設置
-------	--

目標5 地域資源を最大限活用し、こども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

取組の方向性 1 包括的な支援体制の構築

現状と課題

- 社会のあり方の変化に伴い国民生活も変化する中で、様々な支援ニーズの必要性が表面化しています。これまで福祉政策として取り組んできた、こども・障害者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、様々なニーズへの対応が困難になっています。
- 福祉分野の政策だけにとどまらず、地方創生、まちづくり、教育など、多くの分野が連携し、地域の持続性を高めていくことが重要です。

施策の方針

- 各こども・子育て関係課が包括的に受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例について、解決に向けた連携・調整等の支援を行います。また、重層的支援体制整備事業の開始に向けて取り組みます。

主な取組 1 重層的支援体制の整備

- ・既存の支援機関等の機能や専門性を活用し、複合課題・狭間の問題に対処できるよう、関係各課と横断的に関わり、市一丸なった支援体制をつくり、包括的な支援体制を構築するための検討を行います。

取組の方向性 2 地域における子育て支援活動の推進

現状と課題

- 核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化しています。

施策の方針

- こどもたちが地域の中で健やかに成長していくことができるよう、地域の様々な知識や技術、経験等を持つ人材の発掘と協力を得ながら、団体活動の活性化や連携を図ります。
- 様々な主体が連携し、地域全体でこどもを育み、子育て家庭を見守り、支え合う体制づくりを推進します。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
ファミリー・サポート・センター、サポート会員数	21人	30人
子ども食堂の実施事業場所	6か所	現状値以上

主な取組1 学校を核とした地域づくりの推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を目指し、こどもを地域全体で育む、地域とともにある学校づくりを推進します。市内のモデル校から順次、コミュニティ・スクールの創設を進め、学校と教育委員会との協働により方向性を検討し、各学校や地域に合ったかたちでの活動の展開を支援します。

具体的事業	・コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動推進モデル校事業 ・部活動の地域連携・地域展開
-------	--

主な取組2 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の推進

- ・ファミリー・サポート・センター事業を通じて、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動を推進します。

具体的事業	・ファミリーサポートセンター事業
-------	------------------

主な取組3 こども食堂事業の推進

- ・子ども食堂事業を通じて、子ども同士、親同士のコミュニケーションの機会はもちろん、食事を提供してくれる人など地域の多様な人とのつながりも育むことで、地域全体が子育て世帯に対して連携した支援を行います。

具体的事業	・子ども食堂に対する支援事業(再掲)
-------	--------------------

取組の方向性 3 地域連携体制の強化

現状と課題

- 時代の変化に伴う課題ニーズの変化には「誰か」単体の力だけでは解決できず、関係機関や、民間団体等との協働・連携が欠かせません。市町村、民間団体、地域等、多様な主体が連携しながら、こどもの最善の利益をこども目線でともに考え、政策への反映につなげていく必要があります。

施策の方針

- 「こどもまんなか社会」を実現するためには、こどもや、子育て当事者、地域における子育て支援活動団体等の声や意見を聴きながら、様々な主体と一緒に考えることが重要であり、こどもの居場所づくり懇談会等を開催し、更なる連携強化に努めます。

指標と目標値

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
こどもの居場所づくり懇談会の開催	1回	2回以上

主な取組1 こどもの居場所づくり懇談会の開催

- ・子ども・子育て関係団体等が一堂に会する懇談会を開催し、情報交換等を行うことで、連携の強化を図っていきます。

具体的事業	・こどもの居場所づくり懇談会の開催
-------	-------------------

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育事業の提供区域

国の基本指針では、市町村は質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定することとしています。八幡浜市としては、コンパクトな地理的条件により幼稚園・保育所ともに市内全域から通園・通所しているため、教育・保育提供区域を市内全域（1区域）に設定します。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに各年度における必要利用定員総数を定めます。

●必要利用定員総数

- ・1号認定（3－5歳 幼児期の学校教育のみ）

特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園）に係る必要利用定員総数

- ・2号認定（3－5歳 保育の必要性あり）

特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）に係る必要利用定員総数

- ・3号認定（0－2歳 保育の必要性あり）

特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

■ 1号認定（3～5歳） 幼稚園・認定こども園

量の見込み及び確保量		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		82	77	72	70	68
確保量 (人)	特定教育施設	305	305	305	305	305
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	②合計	305	305	305	305	305
③充足(②-①)		223	228	233	235	237

■ 2号認定（3～5歳） 保育所・認定こども園

量の見込み及び確保量		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		347	324	303	295	287
②確保量(人)		444	444	444	444	444
③充足(②-①)		97	120	141	149	157

■ 3号認定（0～2歳） 保育所・認定こども園

量の見込み及び確保量		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	0歳	10	10	10	9	9
	1歳・2歳	149	145	146	142	137
	①合計	159	155	156	151	146
確保量(人)	0歳	57	57	57	57	57
	1歳・2歳	233	233	233	233	233
	②合計	290	290	290	290	290
③充足(②-①)		131	135	134	139	144

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(1) 提供区域の設定

提供区域の設定は、教育・保育の提供区域同様、市内全域（1区域）に設定します。

No.	事業名	区域
1	延長保育事業	全域
2	一時預かり事業	全域
3	病児・病後児保育事業	全域
4	ファミリー・サポート・センター事業	全域
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全域
6	地域子育て支援拠点事業	全域
7	利用者支援事業	全域
8	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	全域
9	養育支援訪問事業その他要支援 児童、要保護児童等の支援に資する事業	全域
10	妊婦健康診査事業	全域
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全域
12	実費徴収に係る補足給付事業	全域
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全域
14	産後ケア事業【新規】	全域
15	子育て世帯訪問支援事業【新規】	全域
16	親子関係形成支援事業【新規】	全域
17	児童育成支援拠点事業【新規】	全域
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	全域
19	妊婦等包括相談支援事業【新規】	全域

(2) 量の見込みと確保方策

1 延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園等で、通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績(人)	676	592	539	475

■見込量及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	480	480	480	480	480
確保量(人)	480	480	480	480	480

【確保方策】

今後の人口動向や保育需要を注視しながら必要数の確保に努めます。

2 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、子どもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所(人日/年)	636	395	159	174
幼稚園(人日/年)	3,745	3,269	2,053	2,192

■量の見込み及び確保量【保育所】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	240	246	238	232	226
確保量(人日/年)	240	246	238	232	226

■量の見込み及び確保量【幼稚園】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み((人日/年)	2,173	2,040	1,908	1,855	1,802
確保量(人日/年)	2,173	2,040	1,908	1,855	1,802

【確保方策】

今後も一時預かりの利用率は横ばいで推移すると見込んでいるため、引き続き必要量を確保します。

3 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気により集団での保育が困難な子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に子どもを預かる事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績(人日/年)	102	117	99	391

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	670	650	624	603	577
確保量(人日/年)	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152

【確保方策】

事業を必要とする子育て世帯が利用できるよう、事業の周知を行い利用の促進を図ります。

4 ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績(人日/年)	44	69	68	45

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	70	70	70	70	70
確保量(人日/年)	70	70	70	70	70

【確保方策】

想定した量の見込みに対し対応できるよう提供会員の確保に努めます。

5 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを療育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設などにおいて、必要な児童の療育・保護を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績(人日/年)	0	0	0	0

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	10	10	10	10	10
確保量(人日/年)	10	10	10	10	10

【確保方策】

少年ホームとの委託契約があり、利用相談もありますが、令和2年度から5年度に関しては事業の実施はありませんでした。今後は、少年ホームだけではなく、里親支援センターやファミリーホーム等とも連携しながら事業の円滑な運営に努めます。

6 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績(人日/年)	9,845	14,563	18,272	25,493

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	23,752	23,130	22,508	21,638	20,892
確保量(人日/年)	23,752	23,130	22,508	21,638	20,892

【確保方策】

子育て中の親子が安心して気軽に集い、子育てに関する情報共有や交流をする場としての充実を図ります。

7 利用者支援事業

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹型(か所)	1	1	1	1

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保量(か所)	1	1	1	1	1

【確保方策】

子ども家庭センターにて妊娠期から出産、子育て期まで切れ目ない支援を行う体制を構築し、関係機関の連携を図ります。

8 乳幼児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績(人)	143	139	121	106

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	117	122	118	114	111
確保量(人)	117	122	118	114	111

【確保方策】

生後4か月までの乳児をもつ子育て家庭に対し、家庭訪問を実施します。毎年度、長期入院等で家庭訪問できないケースが一定数みられますが、引き続き電話等での状況把握を行います。

9 養育支援訪問事業

【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年や多胎児などの様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績(人)	51	45	31	35

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	41	41	41	41	41
確保量(人)	41	41	41	41	41

【確保方策】

事業の利用が必要な子育て家庭に対し、専門職による訪問を通じて個々に合わせた支援を行い、不安感や孤立感等の解消を図ります。

10 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績(人)	142	127	146	97

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	112	113	109	106	102
確保量(人)	112	113	109	106	102

【確保方策】

安全・安心な出産と健全な育児を行えるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促します。また、妊娠中から不安や悩みがある人を把握し、関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施します。

11 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校1～3年生:利用実績(人月/年)	2,157	2,175	2,243	2,046
小学校4～6年生:利用実績(人月/年)	213	245	235	295
登録者実績(人)	240	256	256	261

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 小学校1～3年生:(人月/年)	2,195	2,105	1,958	1,846	1,726
量の見込み 小学校4～6年生:(人月/年)	330	313	323	284	283
量の見込み(人)	256	250	233	230	206
確保量(人)	256	250	233	230	206

【確保方策】

最も入会児童の多い4月入会児童（放課後分）と、8月入会児童（長期休業日のみ）の実績を踏まえて見込みます。児童クラブのニーズの高まりと小学校区ごとの人口の動向を踏まえ、必要な量を確保します。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本事業については、今後ニーズの高まりがあった場合実施について検討していきます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

本事業については、今後ニーズの高まりがあった場合実施について検討していきます。

14 産後ケア事業【新規】

【事業内容】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績(人)	20	13	13	19

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	20	20	20	20	20
確保量(人)	20	20	20	20	20

【確保方策】

事業の利用を必要とする母子が適切に事業を利用することができるよう、事業の周知を図るとともに受入体制の拡充を進めます。

15 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

現在本市では事業の実施はありませんが、類似事業として家庭相談員による訪問を行っています。多胎世帯や子育て世帯訪問支援事業の対象者等の状況を踏まえ、見込み量に対応できるよう、支援員等の体制を整備します。

16 親子関係形成支援事業【新規】

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

本事業については、今後ニーズの高まりがあった場合実施について検討していきます。

17 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

現在本市では事業の実施はありませんが、類似事業として市と NPO 法人やわたはま銀座バスケット・日本財団との三者協定のもと、NPO 法人やわたはま銀座バスケットが「子ども第三の居場所」事業を令和5年度から3か年実施しており、実施状況を元に事業の実施について検討していきます。

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業内容】

保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (人日)		3	3	3	3
	確保方策		3	3	3	3
1歳児	量の見込み (人日)		3	3	3	3
	確保方策		3	3	3	3
2歳児	量の見込み (人日)		3	3	3	3
	確保方策		3	3	3	3

【確保方策】

令和8年度から新たな給付制度として全自治体で実施することとなるため、本市においても実施に向けた体制整備を行います。

19 妊婦等包括相談支援事業【新規】

【事業内容】

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	244	236	228	222	212
確保量(人)	244	236	228	222	212

【確保方策】

妊婦やその配偶者の様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげられるよう事業を実施します。

第6章 資料編

1 計画推進体制

(1) 計画の推進体制

① 市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

本計画を通じて子どもや若者への支援を着実に推進していくためには、市と市民、地域、関係団体・機関、企業等が本計画の基本理念を共有するとともに、適切な役割分担や協働により、それぞれが主体的に子どもや若者への支援に取り組むことが必須条件となります。

そのためにも、本計画の周知・普及を図りながら、子どもや若者への支援に関するさまざまな情報提供・情報発信を積極的に進めます。また、地域における子どもや若者への支援に関する課題などの把握・共有にも努めるとともに、市民や地域、関係団体・機関、企業等の主体的な取り組みとの連携・支援を図ります。

② 国・県との連携

総合的かつ効果的に子どもや若者への支援を進めていくため、こども大綱等を踏まえ国や県との連携を図るとともに、子ども・子育て支援や若者支援に関する動向を十分に注視し、国や県に対して必要な要望を行います。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 点検評価に関する考え方

計画の点検・評価については、計画の対象となる子どもや若者当事者をはじめ、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、労働者を代表する方、事業主を代表する方、こどもの権利や貧困状況等に関する有識者、こどもの権利や貧困状況等に関する知見を有する外部団体などから構成する「八幡浜市子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策・事業の実施状況及び達成状況等についての点検・評価を毎年度実施します。

また、急激な時代の変化を的確に捉えながら、計画の柔軟な運用を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 八幡浜市子ども・子育て会議

(1) 八幡浜市子ども・子育て会議条例

八幡浜市子ども・子育て会議条例

平成25年10月3日

条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、八幡浜市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、児童福祉に関し、会議が調査し、及び審議することが適当と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 八幡浜市子ども・子育て会議委員名簿

令和5年度八幡浜市子ども・子育て会議 委員名簿

	区分	氏名	所属・役職等
1	行政関係	大城 一郎	市長
2	議会関係	佐々木 加代子	市議会民生文教委員会委員長
3	教育関係者	井上 靖	教育委員会教育長
4		菊池 太	小中学校校長会会長（喜須来小学校長）
5	子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	山本 けい子	公立幼稚園代表（保内幼稚園長）
6		森分 信基	私立幼稚園代表（八幡浜幼稚園長）
7		川口 博子	保育協議会会長（千丈保育所長）
8		菊池 緑	社会福祉法人和泉蓮華会（白浜保育所 長）
9		吉川 芳恵	児童センター代表（児童センター長）
10		清水 文子	ファミリー・サポート・センター会員代 表
11	保護者代表	横道 まどか	小中学校PTA連合会役員
12		窪田 丈	保育所後援会連合会会長
13		谷口 彰子	幼稚園保護者代表（保内幼稚園PTA会 長）
14	学識経験者	菊池 順子	主任児童委員部会部長
15		亀井 ひとみ	母子寡婦福祉連合会会長

令和6年度八幡浜市子ども・子育て会議 委員名簿

	区分	氏名	所属・役職等
1	行政関係	大城 一郎	市長
2	議会関係	佐々木加代子 新宮 康史	市議会民生文教委員会委員長
3	教育関係者	井上 靖	教育委員会教育長
4		前田 英隆	小中学校校長会会長（喜須来小学校長）
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	寺谷 京子	公立幼稚園代表（保内幼稚園長）
6		森分 信基	私立幼稚園代表（八幡浜幼稚園長）
7		川口 博子	保育協議会会長（千丈保育所長）
8		菊池 緑	社会福祉法人和泉蓮華会（白浜保育所長）
9		吉川 芳恵	児童センター代表（児童センター長）
10		清水 文子	ファミリー・サポート・センター会員代表
11	保護者代表	河野 良典	小中学校PTA連合会役員
12		池田 博行	保育所後援会連合会会長
13		古屋野 光子	幼稚園保護者代表（保内幼稚園PTA会長）
14	学識経験者	菊池 順子	主任児童委員部会部長
15		菊池 久枝	母子寡婦福祉連合会会長

4 計画の策定経過

開催・実施年月日	会議等の名称	会議等詳細内容
令和6年2月26日	令和5年度第1回 八幡浜市子ども・子育て会議	①八幡浜市こども計画策定に伴うアンケート調査について ②宮内第2児童クラブの設置について
令和6年3月6日 ～令和6年3月21日	こども計画アンケート調査	【実施アンケート】 ①子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査 ②若者の実態・意識に関するアンケート調査 ③中学生・高校生の意識や生活に関するアンケート調査 ④ひとり親家庭に関するアンケート調査
令和6年8月6日	令和6年度第1回 八幡浜市子ども・子育て会議	①八幡浜市こども計画策定に伴うアンケート調査結果の報告 及び骨子（案）について ②愛宕保育所の閉所について
令和6年11月27日	令和6年度第2回 八幡浜市子ども・子育て会議	①八幡浜市こども計画の素案について
令和7年1月31日	令和6年度第3回 八幡浜市子ども・子育て会議	① 八幡浜市こども計画（案）について ② 愛宕保育所閉所に伴う一時預かり保育の運営について
令和7年2月	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
令和7年3月	こども計画の策定	